第4次秋田市地域福祉計画(案)

平成31年3月 秋 田 市

目 次

| 弗 I | 早 束疋() | ノ趣目 |
|----------------|---------|--|
| 1 | 策定の背 | 京京 ——————————————————————————————————— |
| 2 | 計画の位 | 立置づけ |
| 3 | 計画期間 | • |
| 4 | 策定体制 | |
| 笙っ | 音 地域為 | 冨祉を取り巻く現状と課題 |
| ر المراجع 1 | | 2 |
| 2 | | - ビスの利用者数等の推移 |
| 3 | | 也域福祉市民意識調査 |
| 4 | | k田市地域福祉計画における取組状況 ———————————————————————————————————— |
| 5 | | Lを取り巻く課題 |
| | _ ,,,,, | |
| 第3 | 章 計画0 | D基本的な考え方 |
| 1 | 取組の基 | 基本原則 ———————————————————————————————————— |
| 2 | 基本理念 | |
| 3 | | 要 ———————————————————————————————————— |
| 4 | 施策の位 | 本系 ———————————————————————————————————— |
| | | |
| 第 4 | 章 計画0 |)取組 |
| 基 | 本目標1 | 地域福祉を担う人づくり ――――― |
| 基 | 本目標2 | 支え合いの地域づくり ―――― |
| 基 | 本目標3 | 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり |
| 基 | 本目標4 | 安心して暮らせる福祉の環境づくり ――――― |
| | | |
| 第5 | 章 重点事 | 事業 |
| 1 | 包括的引 | 支援体制の整備 |
| 2 | 災害時要 | 長援護者の避難支援 |

第6章 計画の推進体制

| 1 | 計画の進行管理 | 1 0 9 |
|---|-----------|-------|
| 2 | 計画の評価と見直し | 109 |

資料編

| 第4次秋田市地域福祉計画の策定経過 ———————— | 1 1 1 |
|--|-------|
| 秋田市地域福祉市民意識調査結果 ———————————————————————————————————— | 1 1 2 |
| 秋田市社会福祉審議会条例 ———————————————————————————————————— | 1 2 4 |
| 秋田市社会福祉審議会運営要綱 ———————————————————————————————————— | 1 2 7 |
| 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿 ————— | 1 3 0 |
| 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱 ———————————————————————————————————— | 1 3 1 |

第1章 策定の趣旨

本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、 社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年3月に秋田市 地域福祉計画を策定しました。これを本市の福祉保健部門における基本計画と位置づけ、 5年毎に見直し(次期計画の策定)を行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。 この第4次計画は、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度の変化を踏ま えながら、平成31年度(2019年度)以降も地域福祉を推進していくためのものです。

《これまでの秋田市地域福祉計画と計画期間》

○第1次計画:平成16~20年度

○第2次計画:平成21~25年度

○第3次計画:平成26~30年度

1 策定の背景

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、社会福祉の基本的な理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。地域福祉の目的は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた地域住民を、事業者および社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。

さらに、平成29年の社会福祉法の改正(平成30年4月1日施行)では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉推進の理念が明確化されました。また、そのような取組を促進する施策その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする国および地方公共団体の責務が定められました。

こうした地域福祉推進の方策としての市町村地域福祉計画の策定についても、従来は任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の

第1章 策定の趣旨

福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画 として位置づけ、市町村が包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該 事項についても記載事項とする旨(第107条第1項第5号)が追加されています。

○社会福祉法より抜粋(平成30年4月1日施行)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民 及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となる ことの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、 保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民 の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営 み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域 生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以 下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するも のとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な 各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

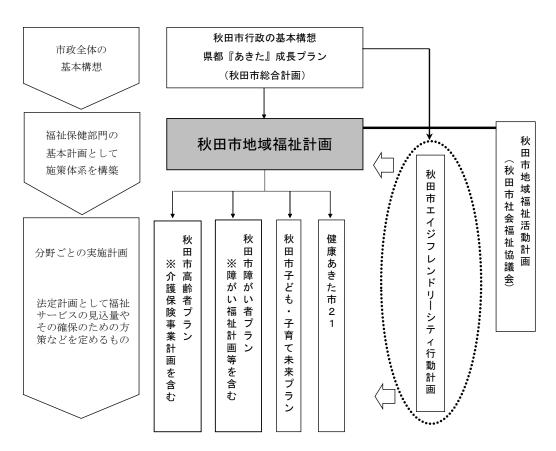
(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び 評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計 画を変更するものとする。

2 計画の位置づけ

秋田市地域福祉計画は、「新・県都『あきた』成長プラン」(第13次秋田市総合計画)の基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」という分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。なお、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各実施計画において設定します。

また、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」と関連を持つとともに、秋田市社会福祉協議会(社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人)が策定する「秋田市地域福祉活動計画」と相互に連携する計画となります。



| 計画の名称 | 策定の根拠 |
|-----------------|--|
| 秋田市総合計画 | 地方自治法第96条第2項の規定に基く議決事件指定条例 |
| 秋田市地域福祉計画 | 社会福祉法(市町村地域福祉計画) |
| 秋田市高齢者プラン | 老人福祉法(市町村老人福祉計画) 介護保険法(市町村介護保険事業計画) |
| 秋田市障がい者プラン | 障害者基本法(市町村障害者計画) 障害者総合支援法(市町村障害福祉計画) 児童福祉法(市町村障害児福祉計画) |
| 秋田市子ども・子育て未来プラン | 子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画) |
| 健康あきた市21 | 健康增進法 (市町村健康増進計画) |

3 計画期間

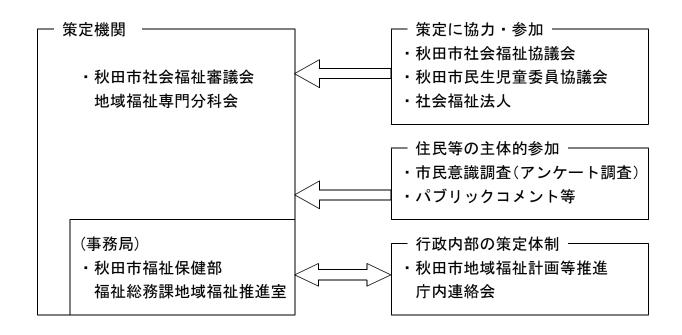
第4次秋田市地域福祉計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間です。

| 計画の名称 | 現行計画の 計画期間 | ~2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|------|------|---|---|------|
| 県都『あきた』成長プラン (秋田市総合計画) | 2016~2020 | 第13次計画 | | | | *************************************** | | |
| 秋田市地域福祉計画 | 2019~2023 | 第3次計画 第4次計画 | | | | | | |
| 秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画) | 2018~2020 | **************** | 上 欠計画 朝計画 I | | | | *************************************** | |
| 秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (市町村障害児福祉計画) | 2018~2023 2018~2020 2018~2020 | 第5次計画 第5期計画 第6期計画 第1期計画 第2期計画 | | | | | | |
| 秋田市子ども・子育て未来プラン | 2015~2019 | 第2次計 | ·画 | | | | 000000000000000000000000000000000000000 | |
| 健康あきた市21 | 2013~2022 | | 第2》 | 欠計画 | | | | |
| 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画 | 2017~2021 | 9 | L 第2次計 I | 画 | | | | |

4 策定体制

策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



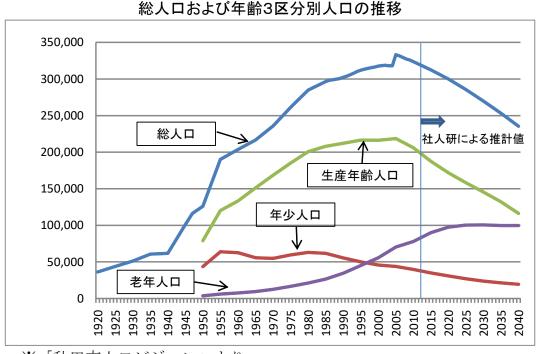
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

人口等の推移 1

(1) 総人口および年齢3区分別人口の推移-

本市の人口は、2005年(平成17年)に河辺町・雄和町と合併して33万人に達しま したが、その後は減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。) によると、2040年には、約23万5千人(2010年(平成22年)から約27%減少)に なると推計されています。推計によると、年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合が 一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、生産年齢人口割合に近づ いていきます。

なお、本市では、2016年(平成28年)に「秋田市人口ビジョン」と「秋田市まち・ ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2040年の目指すべき将来人口を、社人研による 推計を上回る約26万人と定め、その実現に向けて着実に取り組んでいくこととしてい ます。



※「秋田市人口ビジョン」より

0.0% 10.0% 30.0% 60.0% 70.0% 90.0% 100.0% 20.0% 40.0% 50.0% 80.0% 1960 1965 1970 年少人口 生産年齢人口 1975 1980 70.4% 1985 1990 65歳以上の高齢者1人を 1995 生産年齢人口2.6人で支 老年人口 えている(2010年) 2000 2005 63.7% 2010 2015 57.2% 2020 65歳以上の高齢者1人を 生産年齢人口1.1人で支え 2025 ることになる(2040年) 2030 2035 2040 49.4%

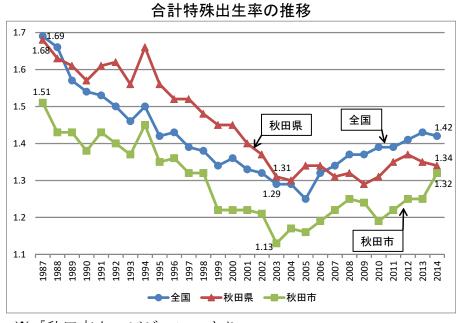
年齢3区分別人口の割合の推移

※「秋田市人口ビジョン」より

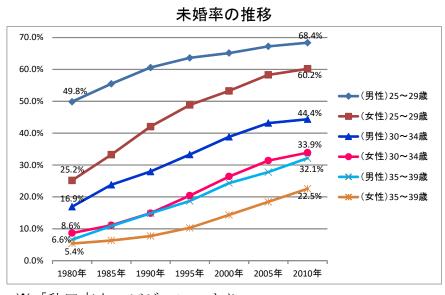
(2) 合計特殊出生率および未婚率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987年(昭和62年)以降、本市は一貫して県平均や全国平均を下回っており、2003年(平成15年)に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2014年(平成26年)は1.32でとどまっています。

20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が急速に進行しています。



※「秋田市人口ビジョン」より



※「秋田市人口ビジョン」より

(3) 一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数等の推移——

本市では、人口減少が進行するなか、一般世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少しています。また高齢化の進行により、高齢者がいる一般世帯数が増加し、一般世帯に占める割合は42%となっています。このうち単独世帯(高齢者単独)、夫婦のみ世帯(夫婦のうち少なくとも1人は高齢者)も増加が続いています。

一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数と一般世帯に占める割合の推移

| W ## F /\ | 一般 | 世帯 | 高齢者がいる一般世帯 | | | | | | | |
|--------------|----------|--------------|------------|--------|---------|-------|----------|--------|--|--|
| 世帯区分 | 総数 | 1世帯当 たり人員 | 総数 | | うち単独世帯 | | うち夫婦のみ世帯 | | | |
| 1995(平成 7)年 | 114, 764 | 2. 66 | 30, 952 | 27.0% | 4, 815 | 4. 2% | 8, 548 | 7.4% | | |
| 2000 (平成12)年 | 122, 728 | 2. 53 | 36, 953 | 30. 1% | 7, 017 | 5. 7% | 11, 029 | 9.0% | | |
| 2005 (平成17)年 | 130, 630 | 2. 48 | 46, 073 | 35. 3% | 9, 826 | 7. 5% | 13, 374 | 10. 2% | | |
| 2010(平成22)年 | 131, 074 | 2.40 | 50, 490 | 38. 5% | 12, 030 | 9. 2% | 14, 854 | 11.3% | | |
| 2015(平成27)年 | 135, 018 | 2. 26 | 56, 719 | 42.0% | 15, 366 | 11.4% | 16, 741 | 12.4% | | |

^{※「}秋田市の人口-平成27年国勢調査報告-」より

2 福祉サービスの利用者数等の推移

(1) 高齢者数等の推移-

総人口が減少するなか、高齢者数は増加が続いています。本市の総人口に占める65 歳以上人口の割合は30%を超え、秋田県全体よりは低いものの、全国の数値より高く なっています。

また、高齢者数の増加に伴い、要支援や要介護の認定者数も増加が続いています。

高齢者数と総人口に占める割合の推移

| | 総人口 | 65歳以上 | | | 7 0 邡 | | 75歳以上 | | |
|--------------|----------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|-------|
| | かむノくロ | 人口 | 比率(%) | 県(%) | 全国(%) | 人口 | 比率(%) | 人口 | 比率(%) |
| 2013(平成25)年度 | 320, 154 | 83, 354 | 26.0% | 31.6% | 25. 1% | 61, 819 | 19. 3% | 43, 320 | 13.5% |
| 2014(平成26)年度 | 318, 700 | 86, 472 | 27. 1% | 32.6% | 26.0% | 62, 996 | 19.8% | 43, 991 | 13.8% |
| 2015(平成27)年度 | 315, 814 | 88, 713 | 28.6% | 33.8% | 26.6% | 63, 156 | 20.4% | 44, 599 | 14.4% |
| 2016(平成28)年度 | 313, 668 | 90,610 | 29.4% | 34. 7% | 27. 3% | 63, 378 | 20.6% | 45, 485 | 14.8% |
| 2017(平成29)年度 | 311, 178 | 92, 321 | 30. 2% | 35.6% | 27.7% | 65, 790 | 21.6% | 46, 570 | 15.3% |

[※]秋田市「福祉の概要」より

要介護(要支援)認定者数の推移

| | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 合計 | うち第2号 (40歳~64歳) |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------------------|
| 2013 (平成25) 年度 | 2, 429 | 2, 265 | 3, 889 | 3, 199 | 2,611 | 2, 219 | 1,889 | 18, 501 | 467 |
| _2014(平成26)年度 | 2, 558 | 2, 346 | 3, 971 | 3, 187 | 2,629 | 2, 145 | 1, 767 | 18,603 | 417 |
| 2015(平成27)年度 | 2, 730 | 2, 310 | 4, 226 | 3, 125 | 2,684 | 2, 089 | 1,722 | 18, 886 | 457 |
| _2016(平成28)年度 | 2,684 | 2,310 | 4, 333 | 3, 127 | 2, 755 | 2,059 | 1, 723 | 18, 991 | 418 |
| 2017(平成29)年度 | 2, 788 | 2, 410 | 4, 425 | 3, 158 | 2,823 | 2, 115 | 1, 593 | 19, 312 | 427 |

[※]秋田市「福祉の概要」より

[※]平成27年度以降の割合は年齢不詳を除いた人口で算出

(2) 障がい者数の推移

2017(平成29)年度

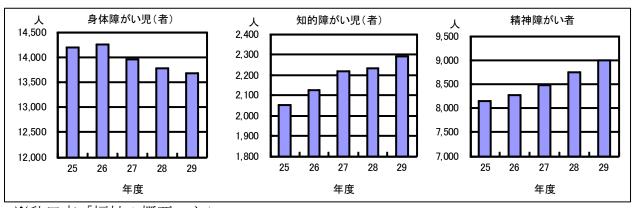
障がい者数は増加傾向が続いています。身体障がい者数は近年は減少傾向にありますが、知的・精神障がい者数が増加し、障がい者数の合計では増加傾向が続いているものです。

| | 身体 | 知的 | 精神 | 合計 |
|---------------|---------|--------|--------|---------|
| 2013(平成25)年度 | 14, 196 | 2,050 | 8, 155 | 24, 401 |
| 2014(平成26)年度 | 14, 250 | 2, 124 | 8, 261 | 24, 635 |
| 2015(平成27)年度 | 13, 946 | 2, 217 | 8, 471 | 24, 634 |
| 2016(平成28) 年度 | 13 782 | 2 232 | 8 745 | 24 759 |

2,290

13,678

障がい者数の推移



8,992

24, 960

※秋田市「福祉の概要」より

(3) 児童数および児童の居場所の推移

年少人口および就学前児童数は、減少が続いています。就学前児童の居場所については、最も多いのが保育所となっており、児童数の推移では、保育所、幼稚園および在宅が減少しているのに対して、認定こども園が増加しています。表、未完

| 児童数および児童の居場所 |
|--------------|
|--------------|

| | 年少人口 | | 就学前児童数 | | 保育所 | | |
|--------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 総人口比 | | 在宅数 | 児童数 | 児童数 | 児童数 |
| 2016(平成28)年度 | 34, 352 | 11. 2% | 13, 530 | 3, 629 | 5, 326 | 3, 140 | 1, 435 |
| 2017(平成29)年度 | 33, 692 | 11.0% | 13, 234 | 3, 341 | 5, 251 | 3, 405 | 1, 237 |
| 2018(平成30)年度 | | | 12, 768 | 2, 948 | 4,844 | 3,826 | 1, 150 |

[※]平成30年度秋田市社会福祉審議会児童専門分科会資料より、年少人口は国勢調査からの推計

(4) 生活保護受給者の推移-

生活保護受給者については、被保護者の人員が横ばいであるのに対して、保護率(人口千対)は上昇傾向にあります。本市の保護率は、秋田県の数値より高く、全国の数値に近いものですが、上昇傾向が続いているため、平成28年度に全国の保護率を上回りました。

また、被保護者に占める60歳以上の構成比は60%を超えています。

生活保護受給者の推移

| | 保護率 | | 被保護者 | | 60歳以上 | | |
|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 秋田市 | 秋田県 | 全国 | 世帯数 | 人員 | 人数 | 構成比 |
| 2013(平成25)年度 | 16.8‰ | 14.5‰ | 17.0‰ | 4, 146 | 5, 392 | 2, 918 | 56.6% |
| 2014(平成26)年度 | 16.9‰ | 14. 7‰ | 17.1‰ | 4, 187 | 5, 414 | 3, 193 | 59.3% |
| 2015(平成27)年度 | 17.0‰ | 14.8‰ | 17.1‰ | 4, 224 | 5, 431 | 3, 273 | 60. 5% |
| 2016(平成28)年度 | 17.1‰ | 14.7‰ | 16.9‰ | 4, 269 | 5, 426 | 3, 299 | 61.1% |
| 2017(平成29)年度 | 17. 2‰ | 14.6‰ | 16.8‰ | 4, 286 | 5, 389 | 3, 350 | 62.4% |

[※]秋田市「福祉の概要」より

[※]各年度4月1日現在、年少人口は10月1日現在

[※]保育所児童数は、認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、幼児園(へき地保育所)の合計

[※]認定こども園児童数は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の合計

[※]総人口比は年齢不詳を除いた人口で算出

[※]被保護者は月平均、60歳以上は7月末日

3 秋田市地域福祉市民意識調査

(1) 調査の概要-

地域福祉計画策定のために5年ごとに行っているもので、今回は、第4次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るために実施したものです。

ア 調査内容

- (7) 日常生活の困りごとについて (質問 $1 \sim 7$)
- (イ) 地域活動について (質問 8 ~13)
- (ウ) 地域福祉を支える制度について(質問14~24)
- (エ) これからの地域づくりについて(質問25~31)

イ 調査の設計

(7) 調査地域 : 秋田市内全域

(イ) 調査対象 : 市内に居住する満18歳以上の男女個人

(ウ) 標本数 : 2,000人

(エ) 標本抽出方法:無作為抽出(人口世帯表に基づく地域別人口比率により抽出)

(オ) 調査手法 : 往復郵送による無記名アンケート方式

(カ) 調査期間 : 平成30年1月10日から平成30年1月24日まで

ウ 有効回答者数

919人 (アンケート回収率:46.0%)

エ 有効回答者の基本属性

| | 属性 | 構成比 |
|---|-------|--------|
| 性 | 男性 | 39. 7% |
| 別 | 女性 | 58.9% |
| | 無回答 | 1.4% |
| 年 | 10代 | 1.6% |
| 齢 | 20代 | 5.3% |
| | 30代 | 8.6% |
| | 40代 | 14.3% |
| | 50代 | 14.6% |
| | 60代 | 22.3% |
| | 70代 | 19.9% |
| | 80代以上 | 11.8% |
| | 無回答 | 1.6% |
| 居 | 中央地域 | 23.3% |
| 住 | 東部地域 | 19.6% |
| 地 | 西部地域 | 10.6% |
| | 南部地域 | 15. 1% |
| | 北部地域 | 25.6% |
| | 河辺地域 | 2.4% |
| | 雄和地域 | 1.6% |
| | 無回答 | 1.8% |

| | 属性 | 構成比 |
|----|----------------|--------|
| 居 | 5年未満 | 4.0% |
| 住 | 5年~9年 | 4. 2% |
| 年数 | 10年~19年 | 7. 9% |
| 奴 | 20年~29年 | 14. 9% |
| | 30年以上 | 65. 9% |
| | 無回答 | 2.9% |
| 住 | 持ち家 (一戸建て) | 79.5% |
| 宅 | 持ち家 (マンション) | 3.9% |
| | 借家(一戸建て) | 3.3% |
| | 借家(アパートやマンション) | 9.1% |
| | その他 | 2.6% |
| | 無回答 | 1.5% |
| 職 | 雇われている人 | 39.8% |
| 業 | 会社・団体などの役員 | 2. 1% |
| | 自営業主・家族従業者 | 5. 9% |
| | その他(有業者) | 2.4% |
| | 学生 | 2.6% |
| | 専業主婦 | 11.0% |
| | 年金生活者 | 32.0% |
| | その他 (無業者) | 2.0% |
| | 無回答 | 2.3% |

| | 属性 | 構成比 |
|-----|------------|--------|
| 家 | 単身 | 13.2% |
| 族 | 夫婦だけ | 28.7% |
| 構出 | 2世代 (子ども有) | 14. 5% |
| 成 | 2世代 (子ども無) | 25. 1% |
| | 3世代 (子ども有) | 3.8% |
| | 3世代 (子ども無) | 4.9% |
| | その他 | 7.1% |
| | 無回答 | 2. 7% |
| 暮 | 余裕がある | 1.1% |
| 暮らし | やや余裕がある | 8.9% |
| | 変わらない | 45.0% |
| 何き | やや苦しい | 29.9% |
| | 苦しい | 13.4% |
| | 無回答 | 1.6% |

(2) 調査結果-

調査結果は、本計画書のなかで関連するページに引用しているほか、資料編112ページから123ページに掲載しています。また、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

4 第3次秋田市地域福祉計画における取組状況

(1) 指標に関する評価

第3次計画では、基本目標として、①地域福祉を担う人づくり、②担い手の連携による支え合いの地域づくり、③利用者に合った福祉サービスと相談支援のしくみづくり、④だれもが暮らしやすい福祉のまちづくりの4つを設定し、そのもとに13施策を設定した施策体系としていました。このうちの7施策について、平成24年度の秋田市地域福祉市民意識調査の結果を基に、10の指標を設定しています。第4次計画策定に向けて平成29年度に行った意識調査の結果を基に、これらの指標に関する評価を行いました。なお、指標を設定していない6施策についても、参考となる数値を意識調査結果から抽出しました。

平成24年度の数値と平成29年度の数値とを比較したところ、2つの指標で数値の 改善、4つの指標で横ばい、3つの指標で数値の悪化が見られました。

改善した2つの指標、施策9の「地域包括支援センターの認知度」および施策10の「成年後見制度の認知度」では数値が大きく改善し、このうち「成年後見制度の認知度」では目標を達成しました。

悪化した3つの指標のうち、比較的に数値の変動が大きいものとして、施策1の「地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人」および施策4の「相談や悩み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人」の2つの指標が挙げられます。

地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行するなか、各施策を実施してきたところであり、ある程度の成果はあったものの、状況を大きく改善するには至っていないと考えられます。

施策1 福祉意識の向上

◎白矢印は状況が改善、黒矢印は状況が悪化している。

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|-----------------------|-------|---------------|--------|
| 地域福祉の取組みに関わっている人 | 5.6% | 10.0% | 5.3% ⇒ |
| 地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※ | 60.6% | 66.7% | 54. 8% |

^{※「}取組に関わっている人」と「理解しているが行動には至っていない」人との合計

施策2 担い手の育成

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|----------------------|------|---------------|--------|
| 福祉に関わるボランティア活動をしている人 | 9.8% | 15.0% | 9.7% ⇒ |

施策3 高齢者や障がい者などの社会参加

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|--|------|---------------|----------------|
| 高齢者(65歳以上)で福祉に関する仕事やボ ランティア活動をしている人 | 7.1% | 12.5% | 7. 3% ⇒ |

施策4 住民同士の交流

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|---------------------------------|-------|---------------|-------|
| 相談や悩み事、困ったときに助けてくれる人が 近所にいる人 | 36.1% | 50.0% | 31.5% |

施策5 地域コミュニティ活動の推進

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|----------------------------|-------|---------------|----------|
| 地域活動(地域自治活動や市民活動)に参加していない人 | 46.0% | 40.0% | 46. 4% ⇒ |

施策 6 地域福祉活動の推進

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|-------------------------------|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて地域福祉活動が活発になったと 感じる人 | | _ | 25.5% |

施策7 担い手の連携による取組の推進

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|--|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて住民団体や関係機関が連携して 活動することが多くなったと感じる人 | _ | _ | 20.7% |

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

施策8 福祉保健サービスの提供

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|---|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて福祉保健サービスが充実し、適 正に供給されていると感じる人 | 1 | _ | 27.5% |

施策 9 情報の提供と相談体制の充実

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|----------------|-------|---------------|----------|
| 地域包括支援センターの認知度 | 25.7% | 50.0% | 41. 3% 👚 |
| 子ども未来センターの認知度 | _ | 45.0% | 21.0% |

施策10 社会的包摂とサービス利用の支援

| 指標 | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|----------------|-------|---------------|----------|
| 地域福祉権利擁護事業の認知度 | 14.5% | 25.0% | 11.6% |
| 成年後見制度の認知度 | 37.1% | 45.0% | 46. 4% 🕆 |

施策11 安全安心に暮らせるまちづくり

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|---|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて防災、急病など緊急時に備える ための地域活動が進んでいると感じる人 | | | 34.4% |

施策12 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|-------------------------------------|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて地域や住宅のバリアフリー化が 進んでいると感じる人 | _ | _ | 41.7% |

施策13 自立生活の支援

| 指標(参考) | 24年度 | 目 標 (30年度) | 29年度 |
|--|------|---------------|-------|
| 5年前に比べて高齢者や障がい者の自立した生活のための支援等が増えたと感じる人 | | | 28.0% |

(2) 施策ごとの市の取組状況-

13の施策ごとの市の取組状況について、各施策のなかの取組(事業)が施策の目的 に沿った成果を上げているかを、ABCの三段階評価で検証しました。

その結果、全92の取組(事業)について、A評価が29、B評価が62、C評価が 1となり、おおむね順調に進捗したと考えられます。一部課題があるものについては、 分野ごとの実施計画において、事業の見直しが必要です。

A・・・十分な成果を上げた(8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを 行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など)

B・・・ある程度の成果を上げた($4\sim7$ 割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分であり、一部見直しながら事業を進めていく必要がある、など)

C・・・内容の見直しが必要(あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要であるなど)

| | 施策 | 取組数 | A評価 | B評価 | C評価 |
|------|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 施策1 | 福祉意識の向上 | 5 | 1 | 4 | _ |
| 施策 2 | 担い手の育成 | 7 | _ | 7 | _ |
| 施策3 | 高齢者や障がい者などの社会参加 | 8 | 4 | 4 | _ |
| 施策4 | 住民同士の交流 | 3 | _ | 3 | |
| 施策 5 | 地域コミュニティ活動の推進 | 6 | 3 | 2 | 1 |
| 施策 6 | 地域福祉活動の推進 | 6 | 1 | 5 | _ |
| 施策 7 | 施策7 担い手の連携による取組の推進 | | 3 | 2 | _ |
| 施策8 | 施策8 福祉保健サービスの提供 | | 4 | 4 | _ |
| 施策 9 | 情報の提供と相談体制の充実 | 1 0 | 3 | 7 | _ |
| 施策10 | 社会的包摂とサービス利用の支援 | 5 | 1 | 4 | _ |
| 施策11 | 安全安心に暮らせるまちづくり | 1 3 | 5 | 8 | _ |
| 施策12 | バリアフリーとユニバーサルデザインの推進 | 5 | 1 | 4 | |
| 施策13 | 自立生活の支援 | 1 1 | 3 | 8 | _ |

(3) 重点事業の取組状況-

第3次計画では、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による地域福祉活動の先導的取組とするため、3つの重点事業を設定していました。これらの取組状況について検証しました。

ア 重点事業1 孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

取組はおおむね順調に進捗しました。しかし、老年人口の増加や1世帯あたりの人 員が減少しているなかで、ひとり暮らし高齢者等が増加しており、死後、発見までに しばらくの期間がかかってしまう「孤立死」が社会問題になっていることから、引き 続き、高齢者等の見守り体制の強化が必要です。

孤立予防の取組は、高齢者に限らず孤立する可能性のあるすべての方々を対象としており、生活困窮者の自立支援方策に関連があるほか、平成29年の社会福祉法改正で盛り込まれた、市町村が行う包括的な支援体制の整備とも関連する取組になります。

(7) 事業概要

ひとり暮らしなどの高齢者や在宅生活の障がい者、子育て世帯などが、安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域、民間事業者など、全体で見守るしくみの充実を図る。

(1) 目標

孤立(死)予防につながる孤立予防ネットワークの確立をめざす。

(ウ) 取組状況

| | 事業計画 | 臣 名 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|----|-----------|---|
| 年度 | 項目 | 取組状況 |
| | | |
| 26 | 孤立予防ネットワ | 同会議については、行政、関係機関、民間事業者等の連 |
| > | ーク会議 (仮称) | 携を図るため設立予定としていたが、既設の会議等を活用 |
| 30 | の設立・確立 | して連携する形でネットワークを確立することとし、設立 |
| | | を見送った。 |

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

| | | 26年度には孤立予防のリーフレットを作成し、問合せ |
|----|-----------|----------------------------|
| | | 先や相談窓口などの周知を図った。 |
| 26 | 民間事業者との連 | 期間中、民間の11事業者との間で、高齢者等の見守り |
| > | 携(協定締結など) | 協定を締結した。 |
| 30 | | |
| 26 | 地区ワークショッ | 民生児童委員協議会の研修会や会議、「災害に備えた支 |
| > | プの開催 (随時) | え合いの地域づくり」のための地区説明会などに毎年参加 |
| 30 | | し、地区ごとの課題および実情の把握に努めた。 |

イ 重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、要援護者ごとの個別避難支援プラン作成など地域における具体的な避難支援体制の整備に向けた取組を推進しました。

取組が進んだ地域、着手した地域があり、概ね計画どおりに進んでいる一方、個別避難支援プラン作成のプロセスやプランの必要性等が十分理解されておらず、取組が進んでいない地域もあることが課題です。地域における取組をさらに推進していくため、地域の実情に合わせたきめ細かい支援が行えるよう、各市民サービスセンターを行政の窓口とする体制を整備しました。

また、市民意識調査で、近所の人に手助けしてほしいことを聞いたところ(複数回答)、「災害時の避難支援」が35.0%と高い割合となっており、引き続き取組が必要です。

(7) 事業概要

たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの避難支援プランを作成するなどの地域における避難支援体制づくりを推進する。また、福祉避難所など要援護者の避難生活を支援するしくみの充実を図る。

(1) 目標

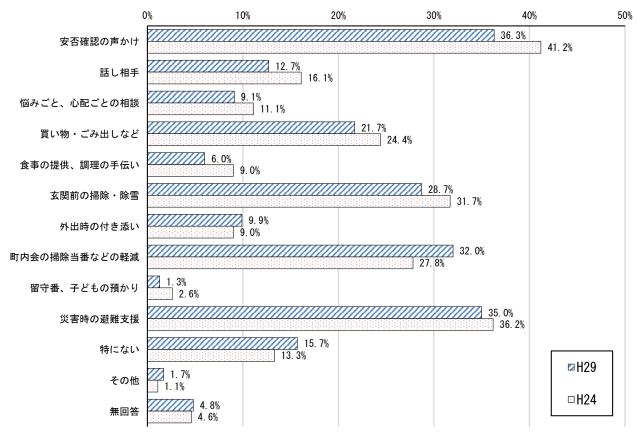
災害時に要援護者が無事に避難でき、また、安心な避難生活を送ることができる ような、避難支援体制づくりをめざす。

(ウ) 取組状況

| | 事業計画 | Hr |
|----|-----------|----------------------------|
| 年度 | 項目 | 取 組 状 況 |
| 26 | 「災害時要援護者 | 平成22年度に策定した「秋田市災害時要援護者の避難 |
| | の避難支援プラン」 | 支援プラン」を、国の制度改正や東日本大震災後の取組を |
| | の改訂 | 踏まえて改訂した。 |
| 27 | モデル地区・町内 | プラン改訂に伴い、避難支援対象者名簿の提供先が拡充 |
| | 会での避難支援体 | することについて、全要援護者を対象に再同意確認を実施 |

| | 制整備(個別避難 | した。 |
|----|-----------|-----------------------------|
| | 支援プラン作成等) | モデル地区(大住)を中心に、改訂後のプランに基づき、 |
| | | 地域での要援護者ごとの支援者設定や、個別避難支援プラ |
| | | ンの作成等、具体的な体制を整備した。 |
| | | 国の制度改正、秋田市災害対策基本条例の制定、プラン |
| | | の改訂等の事項を盛り込むため、秋田市要援護者支援シス |
| | | テムを改修した。 |
| 28 | 全地域における避 | 「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」を毎 |
| } | 難支援体制整備(個 | 年度更新し、町内会長、自主防災組織代表者、地区の担当 |
| 30 | 別避難支援プラン | 民生委員に配布した。 |
| | 作成等) | 各市民サービスセンターを行政の窓口とすることで、地 |
| | | 域の実情に合わせたきめ細かい支援体制を整備した。 |
| | | モデル地区となった大住地区等をはじめ、町内会等で「避 |
| | | 難支援対象者名簿」に登録した要援護者の個別避難支援プ |
| | | ランを作成した。 |
| | | ○個別避難支援プラン作成実績 |
| | | 15町内会、延べ 134人(H26年3月時点) |
| | | \downarrow |
| | | 106町内会、延べ1,084人(H30年3月時点) |
| 26 | 要援護者の避難生 | 福祉避難所開設・運営マニュアル【施設用】を作成し、 |
| } | 活体制の整備 | 各施設に配布するとともに、備蓄、人材確保に関する取り |
| 30 | 福祉避難所におけ | 組みを進めた。 |
| | る体制整備(運営 | ○協定書締結 |
| | マニュアル等)、備 | 81施設(高齢者施設63、障がい者施設14、特別支援学 |
| | 蓄・人材の確保(協 | 校4)、31法人等(社会福祉法人25、医療法人2、特別 |
| | 定締結等) | 支援学校4) |
| | 蓄・人材の確保(協 | 校4)、31法人等(社会福祉法人25、医療法人2、特 |

近所の人に手助けしてほしいこと (複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査)



ウ 重点事業3 担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

地域福祉推進関係者連絡会、地域活動座談会を平成28年度から各市民サービスセンターごとに開催し、より住民の身近な地域で取組を推進しました。

市民意識調査で、どのような地域活動に参加しているか聞いたところ、「参加していない」が46.4%、参加するときに支障になることを聞いたところ、「仲間がいない」が13.6%、「興味の持てる活動がない」が12.6%となっており、仲間づくりや参加する地域活動の選択肢を増やすなど、地域コミュニティ活動の活性化は引き続き取り組んでいく必要があるものと考えられます。

(7) 事業概要

他の2つの重点事業をはじめ、地域福祉活動が円滑に進むように、担い手の育成や関係団体の連携などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図る。

(1) 目標

地域福祉推進のための地域コミュニティ活動の活性化をめざす。

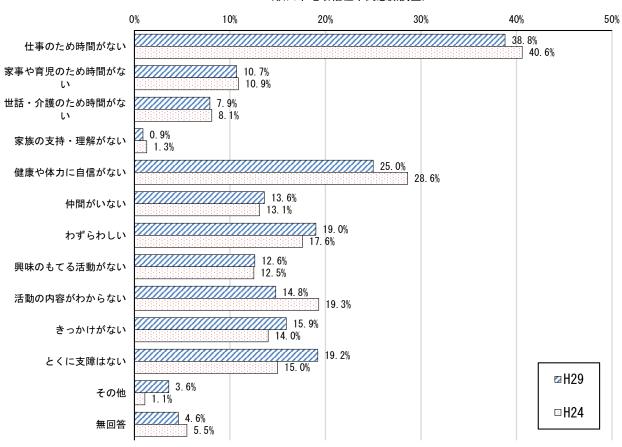
(ウ) 取組状況

| 事業計画 | | TV 41/ DV 17E |
|------|----------------------|---|
| 年度 | 項目 | 取組状況 |
| 26 | 地域福祉推進関係 | 地域福祉推進関係者連絡会を開催し、「災害に備えた支 |
| 30 | 者連絡会の開催・ 地域福祉活動等の | え合いの地域づくり」の進行状況や今後の取組の報告、先 進地区事例発表を行うとともに、意見聴取した。 |
| | 意見聴取 | また、平成28年度から各市民サービスセンターごとの |
| | | 開催とすることで、より住民の身近な地域で、重点事業等 |
| | | の取組について周知を図った。 |
| 27 | 地域福祉推進のた | 担い手の育成、地域の課題解決力の強化や他団体との連 |
| | めの地域コミュニ | 携、活動に必要な資金を調達する力の強化の3つの視点で |
| | ティ活動活性化策 | 活性化策をとりまとめた。 |
| | のとりまとめ | |
| 28 | 地域活動推進のた | とりまとめた各活性化策を推進し、拡充を図った。 |
| } | めの地域コミュニ | |

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

| 30 | ティ活動活性化策 | |
|----|----------|----------------------------|
| | の推進 | |
| 26 | 地域活動座談会の | 町内会等地域活動に取り組む住民同士が交流する地域活 |
| > | 開催 | 動座談会を、毎年開催した。 |
| 30 | | また、平成28年度から各市民サービスセンターごとの |
| | | 開催とすることで、より住民の身近な地域の事例を紹介し |
| | | た。 |

地域活動に参加するときに支障になること(複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査)



5 地域福祉を取り巻く課題

(1) 他の福祉関係の計画において課題として捉えている事項-

地域福祉計画のもとに位置づけている各分野ごとの実施計画と第2次エイジフレンド リーシティ行動計画においては、「地域」に関わる事柄を課題と捉えて設定した基本目 標等があり、地域福祉計画においても課題として捉える事項を含んでいると言えます。

ア 第9次秋田市高齢者プラン(計画期間:2018~2020年度)

本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの 提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業が計画的に図られるよう にすることを目的に策定したものです。

「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」を基本理念とし、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築、生きがいづくりと社会参加の促進、生活支援・介護予防サービスの充実、介護保険サービスの質と量の確保など8つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

イ 第5次秋田市障がい者プラン(計画期間:2018~2023年度)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および 社会生活を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の実現、保健・医療・福祉サービ ス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を目指して策定したものです。

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を基本理念と し、権利の擁護の推進、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進など5つを掲 げ、取り組んでいくこととしています。

ウ 第2次秋田市子ども・子育て未来プラン(計画期間:2015~2019年度)

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組むため、支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実に向けて策定したものです。

「支え合うすこやか子育て夢ある秋田~みんなで育むかがやく笑顔~」を基本理念 とし、教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供、ワーク・ライフ・バランスの 推進など6つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

エ 第2次健康あきた市21(計画期間:2013~2022年度)

市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を送るために必要な機能を維持・向上することにより生活の質の向上を図り、健康で元気に生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)を目的に策定したものです。

健康を支え、守るための社会環境の整備、ライフステージに応じた健康づくりなど 4つの基本的方針を設定し取り組んでいくこととしています。

オ 第2次エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画

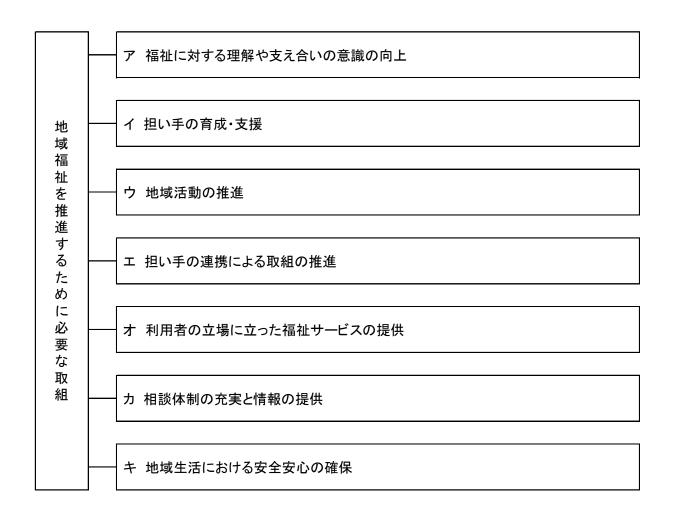
(計画期間:2017~2021年度)

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題の解決を図っていくことを通じて、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりにチャレンジし、高齢者の持つニーズや多様性をより深く理解し、活かすことで、地域社会や経済が将来に向けて発展することを目的に策定したものです。

地域コミュニティの再構築、担い手不足・人材不足への対応、地域社会の課題解決に向けたビジネスの新たな展開の3つを重点的に取り組むべき課題と捉え、「心豊かで活力ある健康長寿社会」を基本理念とし、生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者の就業や市民参加の機会創出、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりなど8つの基本目標を設定し取り組んでいくこととしています。

(2) 課題の抽出-

人口や福祉サービス利用者数等の推移、市民意識調査、第3次計画における取組の検証および他の福祉関係の計画における課題から、地域福祉を推進するための課題を抽出し、必要な取組を以下のとおり整理しました。



ア 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

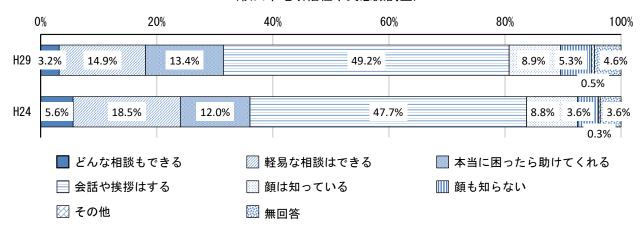
人口減少・少子高齢化の進行に伴って、世帯人員の減少および高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯(夫婦のうち少なくとも1人は高齢者)が増加することにより、家庭の扶養能力(育児・介護機能)が低下しています。また、5年ごとに行っている市民意識調査で「近所の人とのつきあいの程度」を聞いた結果、相談できる人が近所にいるという回答の合計が31.5%で、前回調査(平成24年度)よりも4.6ポイント減少しているなど、地域住民同士の関係の希薄化が見られ、地域社会が脆弱化し相互扶助力が低下していると考えられます。第2次エイジフレンドリーシティ行動計画においても、地域コミュニティの再構築を課題と捉えています。

こうしたなかで、支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが 毎日の暮らしのなかで、互いに認め合い、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、 互いに尊重しあう姿勢が重要です。

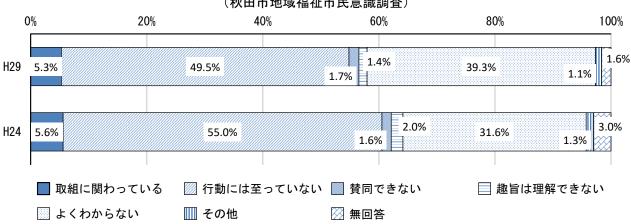
地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が49.5%で最も多いものの、前回と比べて5.5ポイント減少し、「よくわからない」が39.3%で2番目に多く、7.7ポイントの増加となっています。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「(市民一人ひとりの)福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」のための取組が必要です。

近所の人とのつきあいの程度 (秋田市地域福祉市民意識調査)



地域福祉の趣旨に対する考え方(秋田市地域福祉市民意識調査)

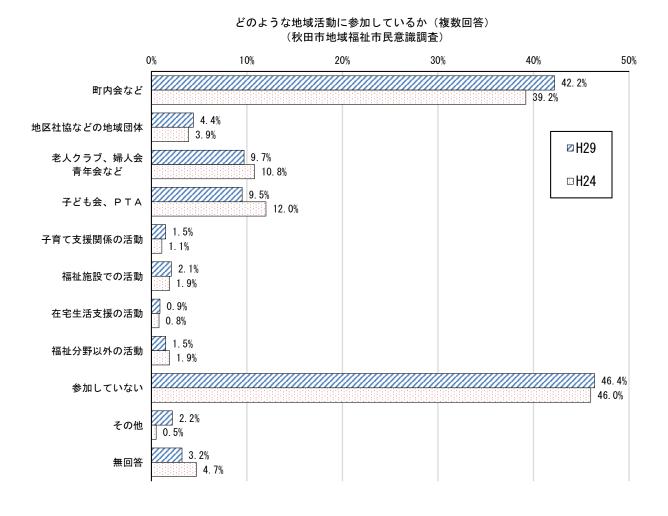


イ 担い手の育成・支援

地域福祉推進の担い手として、町内会などの住民団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人などの役割が重要になっています。しかし、第3次計画における「施策2 担い手の育成」の目標(福祉に関わるボランティア活動をしている人の割合15.0%)は達成できていない状況です。他の福祉関係の計画においても担い手不足に関する事項が課題として挙げられています。

このようなことから、地域福祉活動の中核となる「担い手の育成・支援」の取組が 必要です。

地域活動に参加している人は、地域福祉推進の担い手ともなりますが、市民意識調査では、「地域活動に参加していない」人の割合が46.4%ありました。他の福祉関係の計画においては、高齢者や障がい者が自身の能力を活かして地域活動へ参加するなどの社会参加の促進を基本目標等に掲げています。

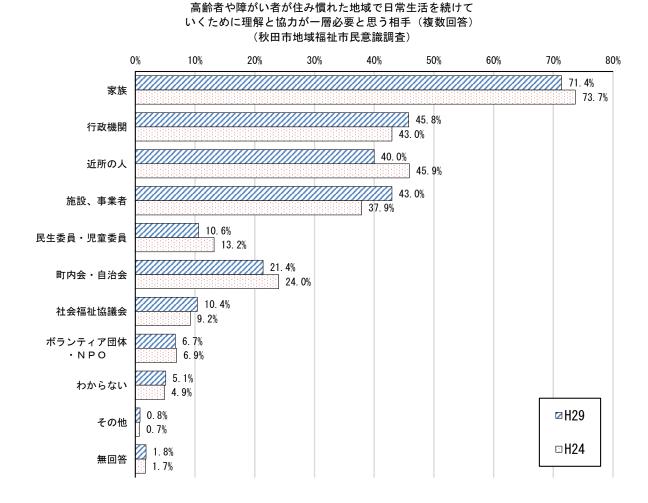


ウ 地域活動の推進

市民意識調査によれば、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が71.4%で最も多く、「近所の人」、「行政機関」、「施設、事業者」が40%台で続くという結果でした。前回調査と比較すると、「近所の人」は5.9ポイント減少したものの、「近所の人」すなわち地域の役割は重要であると言えます。

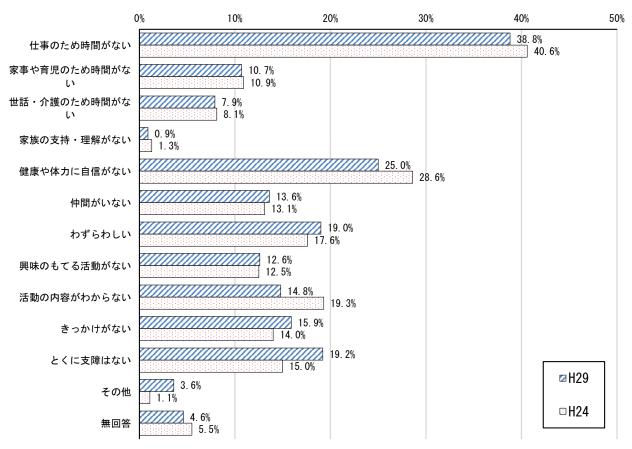
一方で、第3次計画における「施策5 地域コミュニティ活動の推進」の評価指標としていた「地域活動に参加していない」人は46.4%となっており、目標の40.0%を達成できませんでした。しかし、「興味の持てる活動がない」が12.6%、「活動の内容(どのような活動があるのか)がわからない」が14.8%、「きっかけがない」が15.9%と、地域活動が盛んになることで、今後、参加する可能性があると考えられる回答が一定程度ありました。

このようなことから、「地域活動の推進」に努め、地域住民が生活課題を共有し、 解決に取り組んでいけるようにしていくことが必要です。



- 33 -

地域活動に参加するときに支障になること(複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査)



∠ H29

□ H24

エ 担い手の連携による取組の推進

市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」という回答はわずか2.8%で、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。社会福祉施設には、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」や「災害時の避難受け入れなどの支援」などへの関わりを望む回答が多い結果となりました。

また、第9次高齢者プランでは、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を基本目標に掲げています。

このようなことから、「担い手の連携による取組の推進」が必要です。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0.4% H29 2.8% 21.8% 46.7% 17.3% 8.9% 2.1% H24 3.3% 24.4% 45.1% 18.3% 6.6% 2.0% 0.3% ■ 行政が責任を果たすべき ◯◯ 行政にできない部分は市民が協力 ◯ 協力し合いともに取り組む ■ 市民が助け合い行政が補う わからない Ⅲ その他 ※ 無回答 社会福祉施設と地域社会の関わり方(複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査) 0% 10% 20% 50% 60% 30% 40% 38.5% 地域の事業への参加と協力 36.1% 43.6% 住民との日常的な交流 42 3% 11.8% 研修会開催、講師派遣 12.8% ボランティア受け入れ 26. 2% 17. 7% 住民の交流会・懇談会の協力 17.6% 災害時の支援 50 4% 相談体制の充実 30. 7%

福祉サービスを提供していくうえでの市民と行政との関係 (秋田市地域福祉市民意識調査)

1.4%

1.0%

7.1%

その他

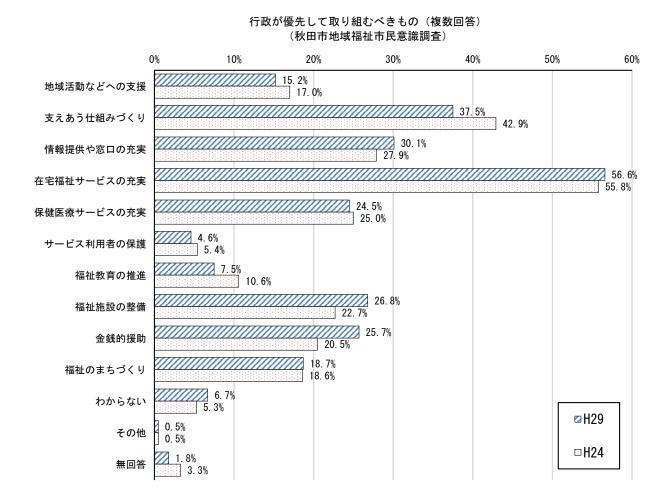
無回答

オ 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

市民意識調査では、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。他の福祉関係の計画においても、地域生活支援や介護予防のサービスの充実とそれら多様なサービスを利用できる地域づくりなど、可能な限り地域での生活を維持していくことを目指しています。

また、障がいと生活困窮など複数の分野が複合した課題、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなど制度の狭間に位置する課題が存在していることから、平成29年の社会福祉法改正により、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされました。さらに、再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、再犯防止に関する施策を実施する責務も市町村に課されています。

このようなことから、誰もが地域において自立した生活を営むことができるように するため、「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」が必要となっています。



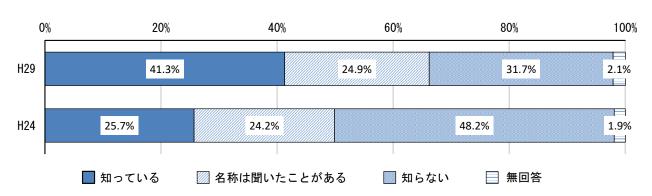
カ 相談体制の充実と情報の提供

支援を要する市民を適切な支援に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談ができ、その相談が確実に支援に結びつく体制をつくる必要があります。

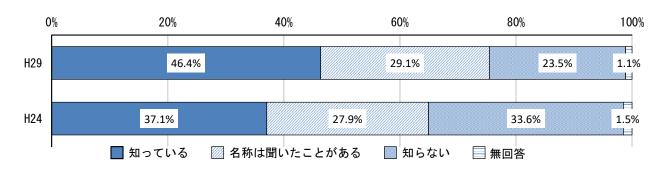
また、支援を要する市民が、適切な福祉サービスを選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

市民意識調査で制度の認知度について調査したところ、地域の高齢者などに対して総合的な相談や支援を行う「地域包括支援センター」、判断能力が不十分な人のための「成年後見制度」のように、前回調査と比べて大きく向上しているものがありますが、引き続き地域福祉を推進するために、「相談体制の充実と情報の提供」が必要です。

地域包括支援センターの認知(秋田市地域福祉市民意識調査)



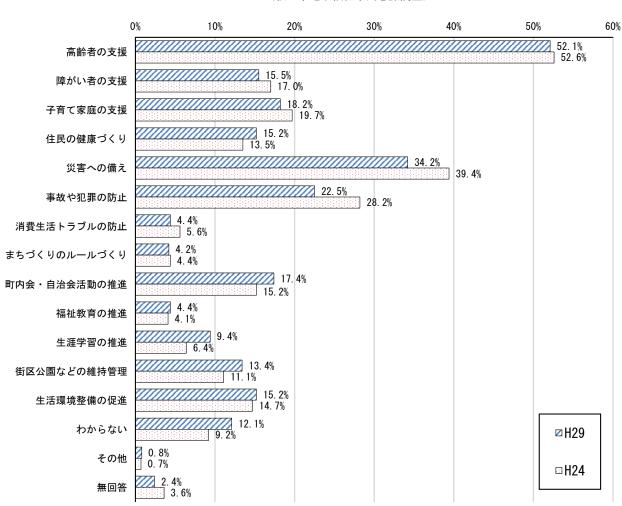
成年後見制度の認知度 (秋田市地域福祉市民意識調査)



キ 地域生活における安全安心の確保

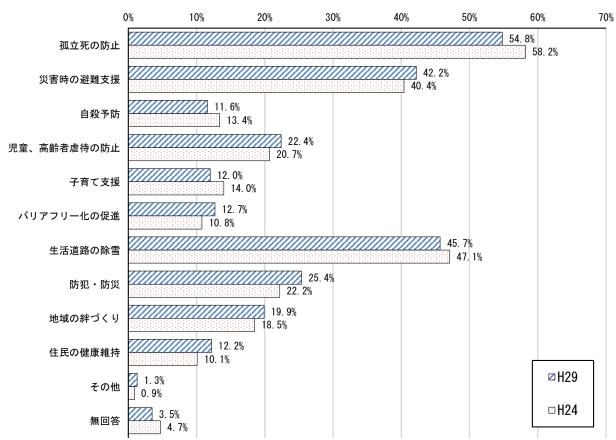
市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよい取組として、「高齢者の支援(見守り・安否確認など)」をあげた人が最も多く52.1%となっています。また、地域社会(住民・地域団体)が行政とともに積極的に関わることで状況が改善できるものとしては、「ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立(独)死の防止」、「災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援」、「生活道路のすみやかな除雪」が高い数値となっています。

このようなことから、日頃からの見守りや声かけなどによる社会的孤立や自殺の予防、災害時に自力での避難が困難な人への避難支援、市民と行政の協働による除排雪など、誰もが地域において自立した生活を営むために、「地域生活における安全安心の確保」に向けた取組が必要です。



地域ぐるみで進めていけばよい取組(複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査)

地域社会が行政とともに関わることで状況が改善できるもの(複数回答) (秋田市地域福祉市民意識調査)



第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則

第4次秋田市地域福祉計画における取組の基本原則を以下のとおりとしました。

- (1) 地域の絆づくり
- (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映
- (3) 公・共・私の役割分担
- (4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

(1) 地域の絆づくり―

「新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)」では、家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支え合う元気なまち」を目指して、家族や地域を支える絆づくりを政策に掲げています。

したがって、地域福祉計画における取組を推進するにあたっては、市民一人ひとりが お互いを大切にし、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地 域の絆づくりを基本原則とします。

(新・県都『あきた』成長プランより抜粋)

家族と地域

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【取組の方向】

人と人との強い絆の心をはぐくみ、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広 げていくよう、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

(2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映-

本市の市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン(第13次 秋田市総合計画)」には、5つの成長戦略の1つとして「いきいきと暮らせる健康長寿 社会づくり」を設定しており、エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の 取組を推進しています。これは、高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変 化等による様々な課題に正面から向き合い、誰もが充実してその人らしく生きることが できる社会づくりを目指すものです。

この考え方に基づいて策定した第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画における基本理念「心豊かで活力ある健康長寿社会」は、人口減少・少子高齢化が進行する本市において、市政全体において必要不可欠な視点と位置づけており、地域福祉計画の取組を推進するにあたっては、エイジフレンドリーシティの考え方を基本原則とします。

(第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画~概要版~より抜粋)

基本理念

市民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らすことができ、高齢者が社会の支え手と して活躍できる社会の実現に向け、本市の目指すべき姿として、以下のとおり基本 理念を設定します。

心豊かで活力ある健康長寿社会

この理念のもと、エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現を 推進します。

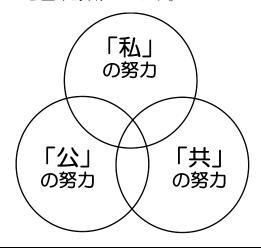
(3) 公・共・私の役割分担-

ア 公(行政)・共(地域)・私(市民一人ひとり)の役割分担

多様化・複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の 福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次から第3次計画においては、課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であるとしてきました。これを引き継ぎ、次のとおり、それぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。

課題解決の基本構造



| 「公の努力」 (行政の役割-公助) | 福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進 多様化・複雑化する福祉課題への対応 |
|-----------------------|--|
| 「共の努力」 (地域等の役割-共助) | 地域社会における相互扶助 地域福祉の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 市場(民間)における商品やサービスの提供 |
| 「私の努力」 (市民の役割-自助) | 個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画 |

イ 担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条にあるとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

| 秋田市社会福祉協議会 | 「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な 推進役を担うことが期待されます。 |
|--------------------------|---|
| 地区社会福祉協議会 | 秋田市社会福祉協議会との連携のもと、地区における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。 |
| 民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会) | 支援を要する人の発見、援助、関係機関との橋渡しに努め、また、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会、地縁団体、関係機関等と連携した活動が期待されます。 |
| 社会福祉事業者 (社会福祉施設) | 福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。また、社会福祉法人には、地域における公益的な取組を実施することが社会福祉法により努力義務とされています。 |
| 市民活動団体 | ボランティア団体・NPO法人は、地域福祉活動の実践 を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員とし て地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されま す。 |
| 地縁団体(町内会・自治会等) | 地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。 |
| 行政(市) | 公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理 念と目標、取組の基本的方向などを市民が共有するよう努 めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の 実現に向けた調整、管理を担います。 |

(4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方-

地域社会の実情を踏まえ、重層的な捉え方をすることとし、公的な福祉サービスは全 市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに地区レベルでの取組 を推進することとします。

地 域

(5または7ブロック)

市のまちづくりは原則として中央、東部、西部、 南部、北部、河辺、雄和の7地域が単位となります が、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域 をそれぞれ東部、南部地域に含めた5地域を日常生 活圏域として設定しています。

地区

(概ね38ブロック)

いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会(各種団体の連合組織)や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成されている圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。

近 隣

(約1,000ブロック)

地区における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定しています。民生委員・児童委員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。

2 基本理念

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

第4次秋田市地域福祉計画の目的は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生きがいを 持ちながら、自立した生活を安心して営めるようにすることです。この目的のために各施 策を推進していくにあたっての基本的な考え方を表すものとして、基本理念を設定しまし た。

本市の福祉部門の基本計画となる地域福祉計画の基本理念は、市政全体の基本的な考え 方である「新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)」に掲げた基本理 念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」と表裏一体のものとなります。

また、前章で述べたように、人口減少・少子高齢化、地域住民同士の関係の希薄化、福祉ニーズの多様化・複雑化が進行するなか、本計画の目的を果たすためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、誰もが自分の能力を活かして参画し、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取組を推進していくことが重要です。このことは、第3次計画の策定時から現在に至っても基本的に変わりはありません。

そこで、「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を第3次計画から引き継ぎ、第4次計画においても基本理念とするものです。

3 基本目標

基本理念のもと、本計画を推進していくにあたり、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」を踏まえながら、以下のとおり4つの基本目標を設定しました。

基本目標1

地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの、「私の努力(自助)」を引き出すとともに、「共の努力(共助)」や「公の努力(公助)」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標2

支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力(共助)」を引き出すとともに、多様な主体が 連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標3

利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力(公助)」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標4

安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって 暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

4 施策の体系

(1) 基本目標 1 「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策-

基本目標1では、市民一人ひとりの、「私の努力(自助)」を引き出すとともに、「共の努力(共助)」や「公の努力(公助)」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標1を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するため に必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標1=「地域福祉を担う人づくり」

施策1 「福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

施策2 「担い手の育成・支援」

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

(2) 基本目標2「支え合いの地域づくり」を達成するための施策-

基本目標2では、地域社会の「共の努力(共助)」を引き出すとともに、多様な主体 が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標2を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標2=「支え合いの地域づくり」

施策3 「地域活動の推進」

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

施策4 「担い手の連携による取組の推進」

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティア やNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

(3) 基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」を達成するための施策

基本目標3では、地域での自立した生活を支援する「公の努力(公助)」による福祉 サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制 を充実させることを目指します。

基本目標3を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するため に必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。

基本目標3=「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」

施策5 「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

施策6 「相談体制の充実と情報の提供」

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

(4) 基本目標4「安心して暮らせる福祉の環境づくり」を達成するための施策―

基本目標4では、日常生活のほか災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

そこで、基本目標4を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の1つを設定しました。

基本目標4=「安心して暮らせる福祉の環境づくり」

施策7 「地域生活における安全安心の確保」

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するため の取組を推進する。

(5) 重点事業-

4つの基本目標と7つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

重点事業1 包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題などに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。

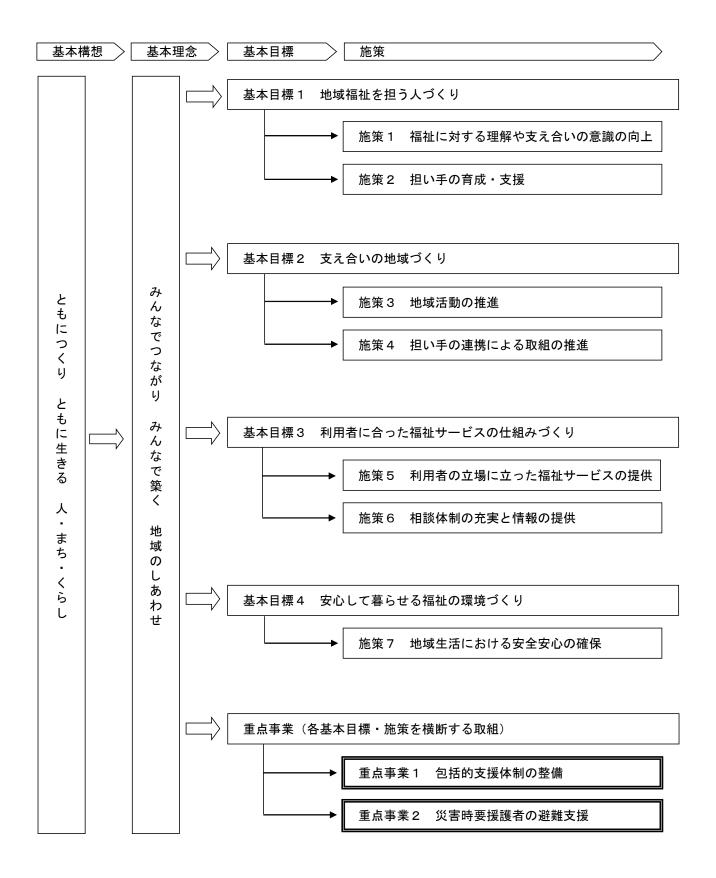
地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者への支援、再犯防止のための更正支援などの取組を有機的に結びつけ、社会的な孤立の予防も視野に入れた取組とします。

重点事業2 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者(自力での避難が困難な人)の避難支援体制の構築等を目指します。

災害に関する取組のなかでも、災害時要援護者について、たとえ自力での避難が 困難でも地域などの支援で無事に避難できるよう、地域における避難支援体制づく りを推進します。また、福祉避難所など避難生活の支援策の充実を図ります。

(6) 施策体系のまとめ-



第4章 計画の取組

本章では、前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、その具体的な取組や市民・地域に期待される役割などを施策ごとにまとめて示します。

《市の取組》

施策の基本的な方向に沿って、今後5年間の市の取組をまとめています。

※他計画の関連部分:福祉保健部門の実施計画を掲載し、 各取組の進捗状況を把握可能にしています。

文中の略称

(高 齢 者) = 第9次秋田市高齢者プラン

(障がい者)=第5次秋田市障がい者プラン

(子 ど も) = 第2次秋田市子ども・子育て未来プラン

(健康あきた) = 第2次健康あきた市21

《市民・地域に期待される役割》

市民や地域(秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など)に期待される役割をまとめています。

《参考となる取組事例》

先駆的取組や参考となる取組の事例を紹介しています。

《目標指標等》

福祉部門の実施計画などによる進捗状況の把握のほかに、各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標指標等を7施策ごとに設定します。

※年度は一部、和暦と西暦を併記しています

〇各施策ごとの《市の取組》一覧

| 基本目標 | 施策 | 番号 | 取組 | 頁 |
|-------|-------------------------------|--------|--------------------------|----|
| | 1 to 6 to . | 1-1-1 | 福祉教育の推進 | 58 |
| | 施策1 | 1-1-2 | 家族や地域の絆づくりの推進 | |
| | 福祉に対する | 1-1-3 | 男女共生社会の推進 | 59 |
| | 理解や支え合 いの意識の向 | 1-1-4 | エイジフレンドリーシティの推進 | 59 |
| | 上 | 1-1-5 | エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業 | 59 |
| | _ | 1-1-6 | 老人保健福祉月間の推進 | 59 |
| | | 1-2-1 | 民生委員・児童委員活動の推進 | 62 |
| 基本目標1 | | 1-2-2 | 地域保健推進員活動の推進 | 62 |
| | | 1-2-3 | 福祉ボランティア活動の促進 | 62 |
| 地域福祉を | | 1-2-4 | 市民活動の促進 | 63 |
| 担う人づく | | 1-2-5 | 地域活動の担い手育成の支援 | 63 |
| l b | 施策2 | 1-2-6 | 認知症サポーターの養成 | 63 |
| | 担い手の育成・ | 1-2-7 | 高齢者生活支援体制整備事業の推進 | 63 |
| | 支援 | 1-2-8 | 介護支援ボランティアの推進 | 64 |
| | | 1-2-9 | 傾聴ボランティア養成事業の推進 | 64 |
| | | 1-2-10 | 生涯学習(社会参加活動)の推進 | 64 |
| | | 1-2-11 | 老人クラブ活動の活性化 | 64 |
| | | 1-2-12 | 障がい者の社会参加の促進 | 64 |
| | | 1-2-13 | 障がい者相談員の設置 | 65 |
| | | 2-3-1 | 市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 | 67 |
| | | 2-3-2 | 市民スポーツの振興 | 68 |
| | | 2-3-3 | 住民の支え合いによるサービスの実施 | 68 |
| | | 2-3-4 | 地域コミュニティ活動への支援 | 68 |
| | + <i>t- t-</i> 0 | 2-3-5 | 自治活動拠点の整備 | 68 |
| | 施策3 地域活動の推 | 2-3-6 | 市民憲章推進協議会の活動支援 | 68 |
| | 地域沿動の雅 進 | 2-3-7 | 地域愛形成事業 | 68 |
| | Æ | 2-3-8 | 地域まちづくり推進事業 | 69 |
| | | 2-3-9 | 社会福祉協議会の活動の支援 | 69 |
| 基本目標2 | | 2-3-10 | 地域保健・福祉活動推進事業 | 69 |
| | | 2-3-11 | 親子のふれあい広場事業 | 69 |
| 支え合いの | | 2-3-12 | 敬老会補助事業 | 69 |
| 地域づくり | | 2-4-1 | 高齢者等の見守りネットワーク | 74 |
| | | 2-4-2 | 見守りネットワーク協議会の開催 | 74 |
| | | 2-4-3 | 民間企業等との連携による見守り体制構築 | 74 |
| | 施策4 担い手の連携 による取組の 促進 | 2-4-4 | 認知症高齢者などの見守り体制の構築 | 74 |
| | | 2-4-5 | 認知症高齢者の地域生活への支援 | 75 |
| | | 2-4-6 | 地域子育て支援ネットワーク事業 | 75 |
| | | 2-4-7 | 地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 | 75 |
| | | 2-4-8 | 学校と地域社会との連携 | 75 |
| | | 2-4-9 | 地域包括ケアの推進 | 76 |
| | | 2-4-10 | 地域ケア会議の充実 | 76 |

| 基本目標 | 施策 | 番号 | 取組 | 頁 |
|--------------|-------------------|---------------|--|----|
| | | 3-5-1 | 高齢者福祉の充実(基本方向) | 79 |
| | | 3-5-2 | 障がい者福祉の充実(基本方向) | 79 |
| | | 3-5-3 | 児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) | 80 |
| | | 3-5-4 | 地域保健の充実(基本方向) | 80 |
| | | 3-5-5 | 「食」の自立支援事業 | 80 |
| | | 3-5-6 | 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 | 80 |
| | | 3-5-7 | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 | 80 |
| | | 3-5-8 | 生活保護の適正実施と自立支援の促進 | 81 |
| | | 3-5-9 | | 81 |
| | | 3-5-10 | 社会福祉法人および事業者の指導監査等 | 81 |
| | | 3-5-11 | 民生委員・児童委員による個別援助活動 | 81 |
| | 施策5 | 3-5-12 | 成年後見制度利用支援事業 | 81 |
| | 利用者の立場 | 3-5-13 | スキな元前及刊用文版事業 高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 | 82 |
| | に立った福祉 | 3-5-14 | 市民小口資金の貸付け | 82 |
| 基本目標3 | サービスの提 | | 川氏が口員並の負的で 生活困窮者への相談・支援 | |
| 21 1 1 1 1 1 | 供 | 3-5-15 | | 82 |
| 利用者に | | 3-5-16 | 子どもの貧困対策の推進 | 82 |
| 合った福祉 | | 3-5-17 | 市民の健康づくりの推進 | 82 |
| サービスの | | 3-5-18 | 健康づくり・生きがいづくり支援事業 | 83 |
| 仕組みづく | | 3-5-19 | 高年齢者就業機会確保事業 | 83 |
| Ŋ | | 3-5-20 | 移動手段(公共交通)の確保 | 83 |
| | | 3-5-21 | 高齢者コインバス事業 | 83 |
| | | 3-5-22 | 障がい者への交通費補助 | 84 |
| | | 3-5-23 | │ 移動支援事業 ──────────────────────────────────── | 84 |
| | | 3-5-24 | 福祉有償運送 | 84 |
| | | 3-5-25 | 市営住宅における入居要件の緩和 | 84 |
| | | 3-5-26 | 高齢者や障がい者の住環境の整備 | 84 |
| | | 3-6-1 | 地域包括支援センターの運営 | 88 |
| | | 3-6-2 | 在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 | 88 |
| | 施策6 | 3-6-3 | 成年後見制度の普及啓発 | 88 |
| | 相談体制の充 | 3-6-4 | 障がい者への相談支援事業 | 89 |
| | 実と情報の提 | 3-6-5 | 子育て家庭等に関する相談支援の充実 | 89 |
| | 供 | 3-6-6 | 精神保健対策事業の推進 | 89 |
| | | 3-6-7 | 各種相談窓口のPR | 89 |
| | | 3-6-8 | 高齢者生活支援情報提供事業 | 89 |
| | | 4-7-1 | 自主防災組織の育成強化 | 91 |
| | | 4-7-2 | 要援護者への防災・災害情報の提供 | 91 |
| らせる福祉 ける安全 | | 4-7-3 | 地域における除排雪体制の構築 | 92 |
| | | 4-7-4 | 高齢者や障がい者宅の除排雪支援 | 92 |
| | | 4-7-5 | 消費者啓発 | 92 |
| | | 4-7-6 | 交通安全対策 | 92 |
| | | 4-7-7 | 火災予防の推進 | 92 |
| | 地域生活にお | 4-7-8 | 応急手当の普及、救急救命体制の整備 | 93 |
| | ける安全安心 | 4-7-9 | 緊急通報システム事業 | 93 |
| の環境づく り | の確保 | 4-7-10 | 要保護高齢者等シェルター事業 | 93 |
| ש | | 4-7-11 | 日殺対策事業 | 93 |
| | | 4-7-12 | 住宅環境の整備 | 93 |
| | | 4-7-13 | 安全な歩行者空間の確保 | 94 |
| | | 4-7-14 | 既存公共施設等のバリアフリー化の促進 | 94 |
| | | 4-7-15 | 都市公園のバリアフリー化 | 94 |
| | 4 /=10 | 一部中女国のハソノフソール | 74 | |

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力(自助)」を引き出すとともに、「共の努力(共助)」や「公の努力(公助)」への参加・参画を促し、その中核となる担い手を育成することをめざします。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

施策2 担い手の育成・支援

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上-

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

《市の取組》

| 取組 | 取組の方向 ※他計画の関連部分 |
|------------------------------|--|
| 福祉教育の推進 (1-1-1) | 学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の 充実に努めます。[教育委員会] |
| | (障がい者) 1-1-1 障がいの理解促進に向けた啓発活動、1-4-2 地域での交流の機会の確保、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実など |
| 家族や地域の絆づく りの推進 (1-1-2) | 絆を大切にする気運の醸成に向けた施策、事業を展開することにより、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについて一層の浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。 [市民生活部] |

| 男女共生社会の推進 (1-1-3) | 誰もが多様性を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会に向け、市民の意識啓発および実践的取組みを進めます。 【指標】男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方反対派47.8% (2016年度・平成28年度) →反対派56.0% (2020年度) [市民生活部] (障がい者) 1-4-2 地域での交流の機会の確保、5-1-3 心のバリアフリーの推進/(子ども) 3-4-4 男女共生意識の啓発、4-1-4 男女共生意識の啓発 (再掲) |
|--|--|
| エイジフレンドリー シティの推進 (1-1-4) | 市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、 高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさし い社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図 るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課 題解決を推進します。 【指標】エイジフレンドリーシティの認知度 70%(2017年度・平成29年度)→100%(2023年度) [福祉保健部] |
| エイジフレンドリー パートナーづくり推 進事業 (1-1-5) | 市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を継続的に 行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」 として登録し、継続して問題解決に取り組むことにより、誰も が生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまち づくりを推進します。 【指標】登録事業所数 90事業所(2017年度・平成29年度)→180事業所(2020年度) [福祉保健部] |
| 老人保健福祉月間の 推進※ (1-1-6) | 世代を越えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢社会を身近なものとして理解し、考える機会をつくります。[福祉保健部] (高齢者) 6-(3)-① 高齢者福祉月間 |

※老人の日(9月15日)がある9月を「老人保健福祉月間」と位置づける

《市民・地域に期待される役割》

- ○家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]
- ○地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]
- ○地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]
- ○エイジフレンドリーシティへの理解を深める。[市民]
- ○自己実現、社会参加の意識を高める。「市民」
- ○福祉教育の推進を図る。[地域] ▷子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。「地域]
- ○住民の意識啓発に取り組む。「地域〕
- ○地域福祉活動をPRする。「地域]
 - ▷秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市 民生児童委員協議会]
- ○社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者まで福祉にふれあう機会をつくっており、これまで26回開催されています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

長く楽しく住み慣れたまちで暮らすための新たなコミュニティ 「あきた年の差フレンズ部」

市では、平成27年度から3年間にわたり、高齢者が住み慣れた地域で活躍できる 仕組みづくりと体制構築を目指す「高齢者コミュニティ活動創出・支援事業」に取り 組んできました。

事業1年目に高齢者のヒアリング調査を実施した結果、高齢者が毎日を元気に楽しく過ごすためには「年の差のある友達を持つ」ことが、大事な要素のひとつであることが分かり、異なる世代間で互いに知恵や経験そして情報の共有を図ることを目的に「あきた年の差フレンズ部」を結成しました。

平成30年度からは、市の事業から独立した市民活動組織として新たなスタートを切り、年の差があっても楽しい時間を共有できる企画を各部員が提案し、「ゆるく」「無理せず」「でも放っておかない」をモットーに、ほどよい距離を保ちつつ、お互いを思いやりながら活動を行っています。

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|---------------------|----------------------|----------------|
| 地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 | 54.8% | 60.0% |

[※] 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている 人と理解しているが行動には至っていない人との合計

施策2 担い手の育成・支援 ----

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体 を育てる。

| 取組 | 取組の方向 |
|-------------------------------|---|
| | ※他計画の関連部分 |
| 民生委員・児童委員 活動の推進 (1-2-1) | 民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、 行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議 会に対して支援します。[福祉保健部] |
| | (障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など |
| 地域保健推進員活動 の推進 (1-2-2) | 地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。[保健所] |
| | (健康あきた)計画全般 |
| 福祉ボランティア活 動の促進 (1-2-3) | 秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催など、ボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。[福祉保健部] |
| | (障がい者) 3-4-5 ボランティアの活動支援体制の整備 |

| 市民活動の促進 (1-2-4) | 市民活動団体の育成および支援を行う「市民交流サロン」に配置している市民活動アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図ります。 【指標】市民活動団体による市民交流サロン内での活動件数637件(2017年度・平成29年度)→693件(2019年度) [市民生活部] |
|---------------------------------|---|
| 地域活動の担い手育 成の支援 (1-2-5) | 町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報 交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。 また、概ね就任1~3年目の町内会長等を対象として、情報交 換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い 手の育成を図ります。 さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会 の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例 の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。 |
| 認知症サポーターの 養成 (1-2-6) | 小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。 【指標】認知症サポーター養成講座受講者数2,756人(2017年度・平成29年度)→3,800人(2020年度)[福祉保健部] |
| 高齢者生活支援体制 整備事業の推進 (1-2-7) | 元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。 【指標】サービスの担い手養成研修への参加者新規取組のため実績値なし→60人(2020年度) [福祉保健部] |

| | I |
|---------------------------------|---|
| 介護支援ボランティ アの推進 (1-2-8) | 元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します 【指標】年間延べ活動者数 3,247人(2017年度・平成29年度)→4,500人(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 6-(2)-② 介護支援ボランティア事業 |
| 傾聴ボランティア養 成事業の推進 (1-2-9) | 地域に暮らす中高年者が傾聴ボランティアとして高齢者を支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり・地域貢献を促進します。 【指標】ボランティア活動者数 12人(2017年度・平成29年度)→20人(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 6-(2)-③ 傾聴ボランティア養成事業/(健康あきた)(3) こころの健康づくり |
| 生涯学習(社会参加 活動)の推進 (1-2-10) | 地域に住む高齢者同士の交流の促進と、生きがいのある豊かな 生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地 域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進しま す。 【指標】高齢者教育事業参加者数 実績値8,081人(2017年度・平成29年度)→目標値9,100人 (2020年度)[教育委員会] |
| 老人クラブ活動の活性化 (1-2-11) | 老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを 支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。 【指標】新規クラブ数 1団体、100人(2017年度・平成29年度)→2団体、60人(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 6-(1)-② 老人クラブ補助事業 |
| 障がい者の社会参加 の促進 (1-2-12) | 障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行 う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企 画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支 援します。[福祉保健部] |
| | (障がい者) 4-4-2 社会的活動への支援強化など |
| 1 | I |

| 障がい者相談員の設置 (1-2-13) | 相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。 相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、 障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。[福祉保健部] |
|------------------------|---|
| | (障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-4-5 ボランティアの活動支援体制の整備など |

- ○団塊の世代といった退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する。[市民]
- ○民生委員・児童委員、福祉協力員などについて理解を深め、その活動に協力・参加する。 「市民」
- ○市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- ○障がい者が、自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。[市民]
- ○行政が行うボランティア講座などに積極的に参加する。[市民]
- ○高齢者や障がい者を含む地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]
 - ▷社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
 - ▷福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷ボランティアの育成に努める。「秋田市社会福祉協議会]
 - ▶介護支援ボランティアなどにより、高齢者などのボランティア意識の醸成と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- ○サロン活動などで、参加者の高齢者が実行委員として運営に参加する。[地域]
- ○交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる。[地域]
- ○地域福祉関係者の研修会を開催する。「秋田市社会福祉協議会]
- ○地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○ボランティア団体の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○福祉以外の活動を担う団体が、活動の範囲を福祉の領域に広げる。[市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、 地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、35地区 で1,179人(平成29年度末)が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、概ね小学校区単位に42地区で1,438人(平成29年度)が活動しています。

秋田市地域福祉活動合同研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、福祉協力員の活動紹介や各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての講演などの研修を行っています。

介護支援ボランティア

市では、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりの促進を目的に、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行う機会を提供しています。平成29年度末時点で513人がボランティア登録し、延べ3,247人がボランティア活動を行っています。

障がい者相談員

市では、障がいの種別や地区ごとに委嘱された、身体障がい者および知的障がい者の保護者が、各地域で障がい者や保護者から生活や障がいに関する相談を受けており、身体障害者相談員33名、知的障害者相談員7名(平成29年度)が活動しています。

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|------------------------------------|----------------------|----------------|
| 福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人 | 9.7% | 11.0% |
| 高齢者(65歳以上)で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人 | 7.3% | 11.0% |

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力(共助)」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することをめざします。

施策3 地域活動の推進

施策4 担い手の連携による取組の推進

施策3 地域活動の推進-

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

| 取組 | 取組の方向 |
|---|--|
| 4次 心血 | ※他計画の関連部分 |
| 市民サービスセンタ ーにおける世代間交 流事業の推進 (2-3-1) | 子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、 高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、 地域社会の連帯意識の高揚を図ります。 【指標】世代間交流事業参加者数 実績値1,154人(2017年度・平成29年度)→目標値1,500人(2020 年度)[教育委員会] |
| | (子ども) 3-2-9 世代間交流事業 |

| 市民スポーツの振興 (2-3-2) | 市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいづくりに取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。[観光文化スポーツ部] |
|----------------------------------|---|
| | (健康あきた) (2) 身体活動/(障がい者) 4-3-1 障がい者のスポーツ活動への支援強化 |
| 住民の支え合いによ るサービスの実施 (2-3-3) | 元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。 【指標】訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合新規取組のため実績なし→7% (2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 5-(2)-④ 住民の支え合いによるサービスの実施 |
| 地域コミュニティ活 動への支援 (2-3-4) | 地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います。 【指標】地域づくり交付金交付件数 55件(2017年度・平成29年度)→65件(2020年度) [市民生活部] |
| 自治活動拠点の整備 (2-3-5) | 地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充 実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心し て利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。[市民生活 部] |
| 市民憲章推進協議会 の活動支援(2-3-6) | 明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[市民生活部] |
| 地域愛形成事業 (2-3-7) | 市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[市民生活部] |

| 地域まちづくり推進事業 (2-3-8) | 住民主体による地域のまちづくりを進め、地域の活性化を目指します。 具体的には、市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践します。[市民生活部] |
|-------------------------------|--|
| 社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9) | 本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」 との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取 組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。[福 祉保健部] |
| 地域保健・福祉活動 推進事業 (2-3-10) | 民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉・医療活動で市民福祉の向上に寄与する事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。[福祉保健部] |
| | (子ども) 4-2-2 地域保健・福祉活動推進事業/(健康あきた) (3)こころの健康づくり |
| 親子のふれあい広場 事業 (2-3-11) | 民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。[子ども未来部] |
| | (子ども) 1-2-1 利用者支援事業、1-2-7 地域子育て支援拠点事業 |
| 敬老会補助事業 (2-3-12) | 長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意 を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。 [福祉保健部] |
| | (高齢者) 6-(3)-② 敬老会補助事業 |

- ○隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな 住民に声かけをする。[市民]
- ○地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。[市民]
- ○地域の生活課題への関心を高める。[市民]
- ○祭りやイベントなど地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]
- ○生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]
- ○社会福祉協議会への理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加する。[市民・地域]
- ○個人情報保護を適切に理解し、円滑な地域福祉活動につなげる。「市民・地域」
- ○日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつな げていく。[民生委員・児童委員]
- ○地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。 「民生委員・児童委員]
- ○高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、地域住民間の交流を促進する。[地域]
- ○気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図る。[地域] ▷地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域] ▷地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]
- ○生きがいづくりの機会を提供する。[地域]
- ○住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]
- ○地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。「地域〕
- ○生活課題に関する情報を収集し、共有を図り、課題の解決のために取り組む。[地域]
- ○地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]
- ○それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]
- 〇住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地 縁団体]
- ○町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携など により自治活動を活性化する。「地縁団体」
- ○福祉機器やイベント機材の貸出などで、地域コミュニティ活動への支援を進める。[秋 田市社会福祉協議会]
- ○地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。「秋田市社会福祉協議会〕
- ○市民の善意で寄せられた共同募金を地域福祉活動等の財源として助成する。[秋田市 共同募金委員会]

《参考となる取組事例》

街なかふれあいサロン(東)

東地区社会福祉協議会では、誰もが気軽に立ち寄ることができ、ふれあいながら楽しく交流する場所として、平成29年1月、秋田市東通に街なかふれあいサロン「ふらっとさん」を開設しました。買い物ついでの休憩に、地域サロンの集いの場に、語らいのカフェの場に、子育て中のママたちが集う場に、そして共通の趣味や特技、悩みをもった人たちの交流の場として、どなたでもご利用できる「みんなの居場所」です。

青空サロン(泉)

泉地区では、町内会の高齢化や隣近所同士の交流が減少していることから、地域住民が気軽に集う場として「青空サロン」を開催。引きこもりの防止や、見守りにもつながっています。

活き活き体操教室(御所野)

御所野地区では、休日に社会福祉法人秋田けやき会・デイサービスセンターを会場にADL体操※と茶話会を月2回開催しています。年齢や介護認定の有無を問わない誰でも参加可能な集いの場としてにぎわっています。

※ADL体操

立つ、座るなどの日常生活動作能力の回復維持を目的に作られた高齢者向けの体操

新しい居場所づくり(雄和)

雄和地区では、高齢者の居場所づくりや見守り活動として「ウォーキング講座」、「オープンガーデン講習会」、「演歌歌謡教室」を開催しています。広報紙「雄和ささえあいだより」を発行するなど、積極的なPR活動を行っています。

地域でのコミュニティセンター運営

各地区のコミュニティセンターでは、地域の振興会や連合町内会、各種団体、サークルの代表者など地域の方々で組織する管理運営委員会が指定管理者となって施設を管理運営しています。こうした指定管理者制度は、29館中25館(平成30年度)で導入しており、市民協働型のコミュニティセンターとして地域の創意工夫による特色ある催しなどが行われ、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。

市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、児童生徒作品展や緑化コンクールなどの開催を通じ、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりしょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

地域元気アップ事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の高齢者が、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図るために、健康づくり・生きがいづくり支援事業を実施する地区社会福祉協議会に助成しています。また、地域サロン事業として、各世代間の交流を図りながら地域における孤立化を防ぐために、地域の町内会館等を利用し、高齢者が気軽に集える場づくりを行う地区社会福祉協議会に助成しています。

子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の子育て支援活動の充実のため、地域で子育て支援活動を行っている団体に対し、地区社会福祉協議会を通して活動資金を助成しています。また、子育てサークル・団体等に子育て支援用おもちゃの無料貸出も行うとともに、のびのび子育て出前講話として、市内各育児サークル・団体への、子育てに関する講師派遣を行っています。

地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の公共施設等への新たな事務所の設置や既存事務所の強化を図る地区社会福祉協議会への支援として、事務机、キャビネット等の購入費を助成しています。また、地区社会福祉協議会の事務負担軽減のため、パソコン、プリンター、デジタルカメラなどの事務機器の購入費を助成しています。

機器・機材・車両等貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている 地区社会福祉協議会や町内会やボランティア団体に対して、活動支援用機器(買い物 支援車両、軽トラック、発電機、除雪機等)の貸出をして地域支え合い体制づくりを 支援しています。

地域保健·福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。例をあげると、高齢者や障がい者を対象にしたパソコン講習会、ひきこもり者の社会参加をめざす研修会、手話の活用を考える講習会等に助成をしています。

ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、病気やけが、産前産後などで家事援助や介護が必要な 世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣しています。

いずみ円卓会議の開催

泉学区町内会連合会では、少子高齢化やニーズの多様化に対応するため、地区内の各団体(体育協会、社会福祉協議会、保健推進員会、民生児童委員協議会、泉小学校PTA)や小学校などと連携しながら、意見交換、相互連携する場を設けています。

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|---------------------------|----------------------|----------------|
| 地域活動(地域自治活動や市民活動)に参加している人 | 50.4% | 54.0% |

[※]地域福祉市民意識調査による。

※活動の分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、便宜上、100% から「参加していない人」「無回答」の計を差し引いた割合とする。

施策4 担い手の連携による取組の推進 ----

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が 連携した取組を推進する。

| 取組 | 取組の方向 |
|--|---|
| 4文 心且 | ※他計画の関連部分 |
| 高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1) | 見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になること を防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福 祉協議会や民生委員、福祉協力員等が連携した見守りネットワ ークの強化・充実を図ります。[福祉保健部] |
| | (障がい者)3-2-4 孤立死防止への対応強化 |
| 見守りネットワーク 協議会の開催 (2-4-2) | 警察等関係機関との見守りネットワーク協議会を開催し、各機関間で高齢者の消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。 【指標】協議会の毎年開催[市民生活部] |
| 民間企業等との連携 による見守り体制構 築 (2-4-3) | 水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者 および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境 パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮 らし高齢者の見回りを実施します。[上下水道局] |
| 認知症高齢者などの 見守り体制の構築 (2-4-4) | 認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定締結し、業務の範囲内で見守りを実施します。 【指標】見守り協定締結件数11件(2017年度・平成29年度)→20件(2020年度)[福祉保健部] |
| | (尚節石) 4-(2)-(3) 認知延尚節者などの見守り |

| 認知症高齢者の地域 |
|-----------|
| 生活への支援 |
| (2-4-5) |

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。

【指標】

認知症地域支援推進員の配置数

9人(2017年度・平成29年度)→12人(2020年度)

認知症初期集中支援チームの支援終了後(モニタリング時)に 何らかのサービスにつながっている割合

新規取組のため実績なし→100% (2020年度)

「福祉保健部〕

(高齢者) 4-(2)-② 認知症施策推進事業

地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)

市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[子ども未来部]

(子ども)1-2-14 地域子育て支援ネットワーク事業、4-2-3 地域子育て支援ネットワーク事業 (再掲)

地域や関係機関と連 携した障がい者支援 の取組

(2-4-7)

障がい児(者)にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい者への支援体制についての課題に関する情報を共有し、協議を行いながら、地域における障がい者を支えるしくみづくりを推進していきます。また、障がい者支援に関する具体的な内容は、下部組織の各部会において協議を行います。[福祉保健部]

(障がい者) 3-1-3 障がい者総合支援協議会の機能強化

学校と地域社会との 連携

(2-4-8)

小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]

(子ども) 5-1-6 通学時における安全確保と適切な指導

| 地域包括ケアの推進 (2-4-9) | 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。[福祉保健部] |
|----------------------|---|
| 地域ケア会議の充実 (2-4-10) | 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種協働による地域のネットワーク構築や、地域のケアマネジャーのケアマネジメント力の向上、課題分析の積み重ねによる地域課題の明確化を図ります。 【指標】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計)108回(2017年度・平成29年度)→144回(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 2-(1)-② 地域ケア会議の充実 |

- ○地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]
- ○地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]
- ○地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める。[民間事業者]
- ○地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める。[地域]
- ○地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする。[地域]
- ○要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域] ▷見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]
- ○学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]
- ○専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]
- ○社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する。 [社会福祉事業者]
- ○社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進する。【秋田市社会福祉協議会】

《参考となる取組事例》

見守りネットワーク事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯に対して、地区社協、地区民児協、町内会、福祉協力員等の協力を得ながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行うことにより高齢者等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

秋田市地域福祉おむすびネット

秋田市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人に対して、地域の公益取組メニューを提供しています。市社協と社会福祉法人との連携により、地域の課題解決に取り組むことで、社会福祉法人の存在意義をさらに高め、地域の福祉力の強化を図っています。

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集 うことができる場所です。

参加者同士で交流したり、専門職スタッフに認知症のことや医療・介護のことなど、日々の生活で心配なことを気軽に相談することができます。

高齢者等あんしん見守り活動

業務上高齢者と接する機会の多い事業者が、秋田市との協定に基づき、配達中や 戸別訪問中に、郵便物や新聞がたまっているなど異変を発見した場合に、関係各機 関へ通報しています。

- ○見守り協定締結事業者 (締結順)
- 1 生活協同組合コープあきた
- 2 秋田市内郵便局
- 3 ENEOSグローブエナジー株式会社北日本支社
- 4 株式会社南山デイリーサービス
- 5 明治安田生命保険相互会社秋田支社
- 6 新あきた農業協同組合
- 7 東部ガス株式会社秋田支社
- 8 株式会社アマノ
- 9 第一生命保険株式会社秋田支社
- 10 福祉理容店 幸のとり
- 11 ALSOK秋田株式会社

第4章 計画の取組

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|-----------------------------|----------------------|----------------|
| 住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が | 20.7% | 22.0% |
| 連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちら | | |
| かといえば感じる」の割合の合計 | | |

[※] 地域福祉市民意識調査による。

基本目標3 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力(公助)」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることをめざします。

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

施策6 相談体制の充実と情報の提供

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供——

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

| 取組 | 取組の方向 ※他計画の関連部分 |
|--------------------------------|--|
| 高齢者福祉の充実 (基本方向) (3-5-1) | 高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって 輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアの構築、在宅医療と介護連携の推進、 認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、生き |
| | がいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化に取り組みます。[福祉保健部] |
| 障がい者福祉の充実 (基本方向) (3-5-2) | (高齢者) プラン全般 障がい者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に 支え合い共生する社会の実現」のため、障がいのある方の権利 擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の 促進に取り組みます。[福祉保健部] |
| | (障がい者) プラン全般 |

| 児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) (3-5-3) | 子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ~みんなで育むかがやく笑顔~」の実現に向け、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組みます。[子ども未来部] |
|-----------------------------------|--|
| | (子ども) 計画全般 |
| 地域保健の充実(基 本方向) (3-5-4) | 健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に 過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのため の環境整備等に取り組みます。[保健所] |
| | (健康あきた)計画全般 |
| 「食」の自立支援事業 (3-5-5) | 食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して 食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者など の自立した生活を支援します。 【指標】延べ利用回数(高齢者のみ) 77,961回(2017年度・平成29年度)→101,017回(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 5-(1)-① 「食」の自立支援事業 |
| 介護予防・日常生活 支援総合事業の充実 (3-5-6) | 高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。[福祉保健部] |
| | (高齢者) 5-(2)-② 介護予防給付相当サービスの実施、5-(2)-③ 基準を緩和したサービスの実施 |
| 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7) | 医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。 【指標】在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数5回(2017年度・平成29年度)→9回(2020年度) [福祉保健部] |
| | (高齢者) 3-(1)-① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備 |

| 生活保護の適正実施 と自立支援の促進 (3-5-8) | 国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正 実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実 させるなどし、自立支援体制を整えていきます。[福祉保健部] | |
|------------------------------------|---|--|
| 福祉医療費給付事業 (3-5-9) | 国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児および小中学生、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。 [福祉保健部・子ども未来部] | |
| | (障がい者) 3-5-2 医療機関への受診の支援/(子ども) 6-5-1 乳幼児・小中学生の医療費助成 | |
| 社会福祉法人および 事業者の指導監査等 (3-5-10) | 法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部・子ども未来部] | |
| 民生委員・児童委員 による個別援助活動 (3-5-11) | 地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを 把握するとともに、各種相談に応じます。 また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童 委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政等 とのパイプ役となります。[福祉保健部] | |
| | (障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など | |
| 成年後見制度利用支援事業 (3-5-12) | 成年後見が必要な障がい者や高齢者に関する相談等について、 地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連 携して対応し、市長申立の手続等適切に対応するほか、経済的 な理由により、選任された成年後見人等への報酬にかかる費用 を負担できない高齢者等への助成を行います。 【指標】後見等市長申立て件数 9件(2017年度・平成29年度)→12回(2020年度) [福祉保健部] | |
| | (高齢者) 2-(2)-② 成年後見制度利用支援事業/(障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-4-2 地域生活支援事業の 提供体制の整備 | |

| 高齢者、障がい者、 児童等への虐待防止 (3-5-13) | 各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。[福祉保健部・子ども未来部] |
|------------------------------------|---|
| | (高齢者) 2-(2)-③ 高齢者虐待の防止/(障がい者) 1-2-2 虐待防止対策の体制整備/(子ども) 6-1-1 子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会) |
| 市民小口資金の貸付 け (3-5-14) | 低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。 市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸し付けます。 [福祉保健部] |
| 生活困窮者への相談 ・支援 (3-5-15) | 事例検討会や支援団体の研修等での制度説明を継続し、関係機関との連携をさらに深めるとともに、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させることで、包括的・早期的な支援を行います。 【指標】 新規受付件数 441件(2017年度・平成29年度)→541件(2020年度) プラン作成件数 127件(2017年度・平成29年度)→134件(2020年度) 就労支援対象者数 47人(2017年度・平成29年度)→69人(2020年度) [福祉保健部] |
| 子どもの貧困対策の 推進 (3-5-16) | 子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の 将来に夢と希望をもって成長できるよう、関係機関や地域等と 連携しながら子どもの貧困対策を推進します。[子ども未来部] |
| 市民の健康づくりの推進(3-5-17) | 各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための 食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主 的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率 向上のため、実施方法や周知方法等を改善し、より多くの市民 が受診しやすい体制づくりに努めます。[保健所] |
| | (障がい者) 3-5-1 健康診査・健康相談の促進/(健康あきた) 計画 全般 |

| 健康づくり・生きがいづくり支援事業 (3-5-18) | 高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくりや生きがいづくりの事業を支援するほか、介護予防体操、健康教室などを開催し、高齢者の閉じこもりを防止します。 【指標】 健康づくり・生きがいづくり支援事業の実施件数78件(2017年度・平成29年度)→78件(2020年度) 地域サロン事業の実施件数37件(2017年度・平成29年度)→38件(2020年度)いきいきサロン事業の参加者数1,251人(2017年度・平成29年度)→1,232人(2020年度)[福祉保健部] |
|-------------------------------|---|
| | (高齢者) 6-(1)-③ 健康づくり・生きがいづくり支援事業/(健康あきた)(2) 身体活動 |
| 高年齢者就業機会確 保事業 (3-5-19) | 60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいづくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された (一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。 【指標】会員数956人 (2017年度末・平成29年度末)→1,000人 (2020年度末) [産業振興部] |
| 移動手段(公共交通) の確保 (3-5-20) | 「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常 生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割 分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部] |
| 高齢者コインバス事 業 (3-5-21) | 65歳以上の高齢者を対象に市内のバス路線を1乗車100円で利用できる資格証明書を交付し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。 【指標】コインバス資格証明書の交付率 61.28% (2017年度・平成29年度)→64% (2020年度) [福祉保健部] (高齢者)6-(2)-① 高齢者コインバス事業 |

| 障がい者への交通費 補助 (3-5-22) | 障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」の交付をし、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部] |
|---------------------------------|---|
| | (障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保 |
| 移動支援事業 (3-5-23) | 屋外で移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。 [福祉保健部] |
| | (障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保など |
| 福祉有償運送 (3-5-24) | 公共交通機関の状況等を勘案しながらNPO等が実施する福祉 有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。 [福祉保健部] |
| | (障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実、5-3-2 冬期間の安全な移動手段の確保 |
| 市営住宅における入 居要件の緩和 (3-5-25) | 市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障がい者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。また、多子世帯にも、優先入居を実施します。 [都市整備部] |
| | (子ども) 5-2-6 市営住宅優先入居制度 |
| 高齢者や障がい者の 住環境の整備 (3-5-26) | 高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームや生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備や住宅改修の促進に努めます。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録手続を迅速かつ正確に行い、高齢者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。[福祉保健部・都市整備部] |
| | (高齢者) 5-(1)-④ 生活支援ハウス運営事業、5-(1)-⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録、8-(1)-② 住宅改修に関する適正化 (障がい者) 3-4-1 障害福祉サービスの提供体制の整備 |

- ○利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]
- ○サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]
- ○過剰な権利意識を持たない。「市民」
- ○苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]
- ○社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- ○健康づくりに努める。「市民」
- ○高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する。[市民]
- ○買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する。[市民]
- ○福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域] ▷活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]
- ○社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ○コミュニティビジネスの実現「市民・地域]
- ○低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。「秋田市社会福祉協議会」
- ○福祉サービス利用援助事業を実施する。「秋田市社会福祉協議会]
- ○法人後見制度の導入を検討する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○移送車の貸出により、高齢者・障がい者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○福祉機器の貸出により、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]
- ○福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
- ○苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]
- ○地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に 努める。[社会福祉事業者、市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉サービス第三者評価事業

「福祉サービス第三者評価」とは、公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業者のサービス内容を評価するもので、社会福祉事業者が行う福祉サービスの質の向上を目的としています。

秋田県では、秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会が秋田県福祉政策課内に置かれ、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの評価等を行っています。

秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県福祉サービス相談支援センター(秋田県運営適正化委員会)が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情について中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行い適切に解決するよう取り組んでいます。

なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市(介護保険課)が窓口となります。

福祉サービス利用援助事業「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)]

この事業は、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある 方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助とそれに付 随した日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行うものです。

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会(秋田県福祉生活サポートセンター)が実施するものですが、秋田市社会福祉協議会(秋田市福祉生活サポートセンター)が事業の一部を受託しています。

生活福祉資金の貸付け

この取組は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意 欲の助長促進などを図り安定した生活を目指すため、資金の貸付けと必要な相談支援 を行うものです。

貸付資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付窓口業務をしています。

サービス付き高齢者向け住宅の促進

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居室の広さやバリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービス提供を行う賃貸住宅です。市では、事業者が登録したサービス付き高齢者向け住宅の家賃やサービスなどの情報を、市民に情報提供しています。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度

低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の増加に対して、民間の空き家・空き室を有効活用し、重層的な住宅セーフティーネット機能の強化を図るため、市では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録事務を行っています。

公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用できるよう市内の市民サービスセンターやコミュニティセンター等に貸出用車いすを配置しています。

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|-----------------------------|----------------------|----------------|
| 福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じ | 27.5% | 29.0% |
| る」「どちらかといえば感じる」の割合の合計 | | |

[※]地域福祉市民意識調査による。

施策6 相談体制の充実と情報の提供——

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図る とともに、サービスに関する情報を提供します。

| 取組 | 取組の方向 | |
|---|--|--|
| | ※他計画の関連部分 | |
| 地域包括支援センタ 一の運営 (3-6-1) | 市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、 高齢者への相談支援や介護予防事業を実施するとともに、地区 内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者 等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支 援します。[福祉保健部] | |
| | (高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-1-2 多 様化・複雑化する相談支援への体制整備など | |
| 在宅医療・介護連携 に関する普及啓発の 推進 (3-6-2) | 在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービス を適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する情報提供や 知識の普及・啓発を図ります。 【指標】市民講演会の開催回数 1回(2017年度・平成29年度)→3回(2020年度) [福祉保健部] | |
| | (高齢者) 3-(2)-① 在宅医療と介護に関する普及・啓発 | |
| 成年後見制度の普及 啓発 (3-6-3) | 成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、家庭 裁判所や司法団体などの関係機関と連携し、成年後見制度の周 知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。[福祉保健部] | |
| | (高齢者) 2-(2)-② 成年後見人制度利用支援事業 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、3-1-2 多 様化・複雑化する相談支援への体制整備など | |

| 障がい者への相談支 援事業 (3-6-4) | 障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。 [福祉保健部] |
|----------------------------------|--|
| | (障がい者) 3-1-1 相談支援体制の強化、3-4-2 地域生活支援事業の 提供体制の整備など |
| 子育て家庭等に関す る相談支援の充実 (3-6-5) | 子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。[子ども未来部] |
| | (子ども) 1-2-15 子育て支援情報の提供、3-2-1 児童家庭相談、女性相談/(障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実 |
| 精神保健対策事業の 推進 (3-6-6) | 精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進の ために相談・訪問支援等を行います。また精神障がい者への理 解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事 業を行います。[保健所] |
| | (障がい者) 3-5-3 心の健康づくりの強化、3-3-3 精神障がい者への 支援の充実/(子ども) 3-1-8 精神保健福祉相談・教育事業/(健康 あきた)(3)こころの健康づくり |
| 各種相談窓口のPR (3-6-7) | 支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。 [福祉保健部] |
| 高齢者生活支援情報 提供事業 (3-6-8) | 高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(※)に関する情報を集約・発信し、高齢者を始めとする全ての市民が、生活支援に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。 【指標】秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数25,000部(2017年度・平成29年度)→25,000部(2020年度)※介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。 [福祉保健部] |
| | (高齢者) 6-(3)-③ 高齢者向けサービスの情報提供 |

- ○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]
- ○事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- ○民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの 連絡ができるようにする。[市民]
- ○回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域] ○情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]
- ○町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する。[地域]
- ○公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。「地域]
- ○施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- ○関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]
- ○必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ○ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- ○各種相談支援窓口の活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|----------------|----------------------|----------------|
| 地域包括支援センターの認知度 | 41.3% | 50.0% |
| 子ども未来センターの認知度 | 21.0% | 22.0% |

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしの安心を支える環境をつくることをめざします。

施策7 地域生活における安全安心の確保

施策7 地域生活における安全安心の確保-

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進します。

| 取組 | 取組の方向 ※他計画の関連部分 |
|---------------------------------|---|
| 自主防災組織の育成 強化 (4-7-1) | 今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修 会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努 めます。[総務部] |
| | (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の 整備 |
| 要援護者への防災・ 災害情報の提供 (4-7-2) | 広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。[総務部] (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の整備 |

| L | 1 |
|--------------------------------|---|
| 地域における除排雪 体制の構築 (4-7-3) | 高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出しや、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。また、コミュニティセンターへ小型除雪機を配備し町内会等への貸出により、地域住民による除排雪を支援します。[建設部、市民生活部] |
| 高齢者や障がい者宅 の除排雪支援 (4-7-4) | 身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者 世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械 除雪後の雪塊の除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。 [建設部、福祉保健部] |
| | (障がい者) 5-2-1 雪寄せ支援の充実、5-2-2 冬期間の安全な移動手段の確保/(高齢者) 5-(1)-③高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業 |
| 消費者啓発 (4-7-5) | 判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、広報あきた、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。 【指標】消費生活出前講座開催数36回(2017年度・平成29年度)→50回(2020年度) [市民生活部] |
| | (障がい者) 3-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備/(高齢者) 2-(3)-①権利擁護体制の充実 |
| 交通安全対策 (4-7-6) | 子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[都市整備部] |
| | (子ども)5-1-9 交通安全教育事業、5-1-10 交通安全普及・啓発事業 |
| 火災予防の推進 (4-7-7) | 春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。[消防本部] |
| | |

| ED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会 選実に努め、市民と一体となった救急救命活動を実践すると のに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置 可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし 合者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努め す。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心になって取り組む 急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の 急医療に生かします。[消防本部] がい者)3-2-3 高齢障がい者への支援の充実、3-2-4 孤立死防止 の対応強化など り暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、 気や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、 |
|--|
| : り暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、 |
| |
| Rで及告などの緊急時における迅速がう週頭な対応を図り、 常生活上の安全を確保します。 旨標】緊急通報システムの設置台数 台(2017年度・平成29年度)→555台(2020年度) 冨祉保健部] |
| 齢者) 5-(1)-② 緊急通報システム事業 |
| 護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援 要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなど 一時的に保護します。[福祉保健部] |
| 齢者) 2-(2)-④ 要保護高齢者等シェルター事業 |
| 反称)秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、 设者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談 別の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康 り活動を推進します。 と、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進 るとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネ 、ワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺 長を展開します。[保健所] |
| 康あきた)(3) こころの健康づくり |
| |
| |

| 安全な歩行者空間の 確保 (4-7-13) | 高齢者、障がい者を含むすべての人にやさしい歩行空間を確保するため、歩道の整備にあたってはバリアフリー化を実施し、新設する歩道については、3m以上の幅員を確保するよう努めます。 また、消融雪設備の整備などにより、冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。[建設部] |
|------------------------------|--|
| | (子ども) 5-2-1 人にやさしい歩道づくり事業 |
| 既存公共施設等のバリアフリー化の促進(4-7-14) | 段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから 高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医 療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園など のバリアフリー化を促進します。 【指標】「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業 等の整備進捗率 94.1% (2017年度・平成29年度) →100% (2020年度) [都市整備部] |
| | (障がい者) 5-1-2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進/(子ども) 5-2-4 土崎駅、新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺地区のバリアフリー化 |
| 都市公園のバリアフ リー化 (4-7-15) | 都市公園のバリアフリー化を図り、高齢者、障がい者や子どもなど誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。 [建設部] |
| | (子ども) 5-2-2 公園のバリアフリー化 |

- ○自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]
- ○効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]
- ○生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める。[市民]
- ○避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで、災害に備える。[市民]
- ○地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。[市民]
- ○自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]
- ○除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]
- ○消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- ○地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる。[地域]

- ○地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- ○災害時に備えて、各種団体が連携して、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や 支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める。[地域]
- ○各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する。「地域」
- ○通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- ○自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]
- ○区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる。[地縁団体]
- ○防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]
- ○医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- ○社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- ○認知症等徘徊者の捜索支援を継続実施する。「秋田市社会福祉協議会]
- ○災害時の福祉避難所の開設・運営に向け、日頃から備える。[社会福祉事業者]
- ○日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力する。[民間事業者]
- ○災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]
- ○ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]
- ○高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]
- ○円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]
- ○バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- ○万が一の緊急時に備えて、安心キットの普及に努め、日常生活における安心の確保を 図る。【秋田市社会福祉協議会】

《参考となる取組事例》

安心探知機補助事業

秋田市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等でいつ 居なくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するため、安心探知機設置に対し て補助しています。

救急医療情報キット(安心キット)事業

秋田市社会福祉協議会では、万一の救急時に備え、高齢者や障がい者などの不安の 軽減を図るため、かかりつけ医や持病などの医療情報を専用の容器に入れ、自宅の冷 蔵庫に保管しておく救急医療情報キット(安心キット)の設置を推進しています。

自殺対策強化の取組

秋田市社会福祉協議会では、地域サロン強化事業と緊急食支援事業の2つの事業を 行い、自殺予防対策の一助としています。

地域サロン強化事業は、地域サロン活動のさらなる充実や拡大を図り、社会的孤立を予防しています。緊急食支援事業は、その日の食事もままならない方に対し、食料品の支給と専門相談機関の紹介をし、相談できるきっかけをつくっています。

三地区交流防災大会

旭北、旭南、茨島・川元地区の住民から組織される旭地域災害時要援護者支援協働会では、災害時要援護者や地域住民が一体となり、ゲームや競技で楽しく防火・防災技術を学ぶ「防災大会」を実施しました。

防災大会では、普段接点の少ない年齢層や職業の参加者同士が垣根を越えた交流により、防災力の要である連帯感や地域コミュニティの活性化が図られ、防火・防災技術の習得につながりました。

東小学区児童見守り活動

東地区市民憲章推進協議会では、児童・生徒の登下校に合わせて、危険と思われる 交差点や丁字路で声をかけたり、街頭指導などの見守り活動を行っています。

東小学区の児童・生徒が、事故や不審者などの被害に巻き込まれることの未然防止 および犯罪抑制に貢献するとともに、見守り隊の活動を通じて地域住民の防犯に対す る関心を高めることができました。

飯島地区の安心・安全まちづくり

飯島地区防災防犯協議会では、飯島地区の全町内一斉に、通学路で見守り活動など を行っています。

全町内一斉にのぼり旗を掲揚するとともに、帽子・パトロールベストを着用して見守り活動を行いました。また、高齢者向けに特殊詐欺防止キャンペーンも行ったことで、子どもから大人まで防犯意識が高まり、地域の連携も深まりました。

災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成

秋田市社会福祉協議会では、市の福祉部門、防災部門と協議しながら必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、その活動が円滑に行われるようにするため、 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成しました。

災害時における民間団体との協定

秋田市では、災害時の迅速かつ円滑な被災者対応を実施できる体制を確保するため、民間事業者などとの協力、連携を進めています。

○主な協定(第3次秋田市地域福祉計画の計画期間中に締結したもの)

| 協定名 | 相手方 | 協定内容 |
|-----------|--------------|---------------------|
| | 11 1 1 | 仮設橋等の仮設鋼材の供給 |
| 鋼材の供給に関する | • | |
| 協定 | | |
| 施足 | 国土交通省東北地方 | 雄物川下流における防災情報提供・放送 |
| 防災情報提供・放送 | | 及びテレビ会議システムの運用に関する |
| 及びテレビ会議シス | | |
| | 事務所 | こと |
| テムの運用に関する | | |
| 協定 | | |
| ※宝味における亡台 | 一般社団法人秋田県 | ・人命救助および被害の拡大防止のため、 |
| | | |
| 対策への協力に関す | 建垣物解件来協会 | 支障となる被災した建築物等の撤去に |
| る協定 | | 必要な建設機械等の提供 |
| | | ・建設機械等の操作および応急活動に必 |
| | | 要な技術員の派遣 |
| | | ・前各号に掲げるもののほか、応急活動 |
| 次 | | として必要と認める事項 |
| 災害発生時の対応並 | 秋田巾凶郵便局 | ・双方が収集した避難所開設状況や避難 |
| びに日常の業務にお | | 者リスト等の情報の相互提供 |
| ける高齢者等の見守 | | ・郵便業務に係る災害特別事務取扱およ |
| り活動の相互協力及 | | び援護対策 |
| び道路損傷等発見時 | | ・日常の業務中、高齢者、障がい者等の |
| の対応に関する協定 | | 何らかの異変に気付いた場合、業務に |
| | | 支障のない範囲内で速やかに本市(緊 |
| | | 急を要する場合は、警察または消防) |
| | | に情報提供 |
| | | ・日常の業務中、道路損傷等を発見した |
| | | 場合は、業務に支障のない範囲内で本 |
| | | 市に情報提供 |
| 全国公設地方卸売市 | 協議会会員市 | ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品 |
| 場協議会災害時相互 | | の提供 |
| 応援に関する協定 | | ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品 |
| | | の提供に係る搬送 |
| | | ・被災地の市場事業の継続のために必要 |
| | | な資機材、物資等の又は提供 |
| | | ・被災都市の住民に供給する生鮮食料品 |
| | | の提供に関し特に要請のあったもの |
| 災害時における下水 | 公益社団法人日本下 | 下水道の管渠、マンホール等の施設の被 |
| 道管路施設の復旧支 | 水道管路管理業協会 | 災復旧支援協力 |
| 援協力に関する協定 | | |

| 協定名 | 相手方 | 協定内容 |
|-----------|-----------|--------------------|
| 災害時等における無 | 秋田ドローンコミュ | 災害時等に、被災状況等の情報収集のた |
| 人航空機による協力 | ニティ | め、同コミュニティで所有する無人航空 |
| に関する協定書 | | 機による空中撮影の協力を行うもの |
| 大規模災害時におけ | 秋田刑務所 | 大規模災害時における避難所、物資集積 |
| る秋田市と秋田刑務 | | 場所および支援車両等の駐車場として、 |
| 所との相互協力に関 | | 秋田刑務所の施設等の使用を行うもの |
| する協定書 | | |
| 災害時における支援 | 秋田県行政書士会 | 被災者の相談を受け、被災に伴う官公庁 |
| 協力に関する協定書 | | 等への各種申請書類の作成などをサポー |
| | | トするもの |
| 災害時における物資 | 王子コンテナー株式 | 段ボールシート等の物資の供給および市 |
| の供給に関する協定 | 会社青森工場秋田事 | の指定する納入場所への運搬 |
| 書 | 業所 | |
| 災害時における液化 | 一般社団法人秋田県 | ・液化石油ガスおよび応急対策用資機材 |
| 石油ガスおよび応急 | LPガス協会 | の提供 |
| 対策用資機材の調達 | | ・会員が所有する車両等を使用し、指定 |
| に関する協定書 | | する場所に搬入すること |
| | | ・その他災害救急活動として必要と認め |
| | | ること |
| 災害時における応急 | イオンリテール株式 | ・災害応急活動に従事させる職員の派遣 |
| 生活物資の供給等に | 会社イオン秋田中央 | ・災害応急活動用資機材の提供 |
| 関する協定書 | 店 | ・店舗その他関係機関において保有する |
| | | 応急生活物資の供給等 |
| 秋田市の避難所等情 | ファーストメディア | 秋田市の保有する秋田市内の避難所等の |
| 報提供に関する協定 | 株式会社 | 情報を相手方に提供し、運営するサービ |
| 書 | | ス上に掲載 |
| 災害時における家庭 | 一般社団法人秋田市 | 災害家庭廃棄物の収集運搬 |
| 廃棄物の収集運搬に | 廃棄物処理協会 | |
| 関する協定書 | | |
| 災害時における歯科 | 一般社団法人秋田市 | ・歯科傷病者の医療優先度の選別 |
| 医療救護活動に関す | 歯科医師会 | ・歯科医療を必要とする傷病者に対する |
| る協定 | | 応急処置および医療 |
| | | ・歯科傷病者の後方医療施設への転送の |
| | | 要否および転送順位の決定 |
| | | ・避難者に対する歯科保健指導 |

| 協定名 | 相手方 | 協定内容 |
|-----------|-----------|--------------------|
| 災害時等の電力供給 | 秋田国見山風力発電 | 災害時等の電力の供給 |
| に関する協定書 | 株式会社 | |
| 災害時における救援 | みちのくコカ・コー | 保有する飲料の提供および市の指定する |
| 物資の供給に関する | ラボトリング株式会 | 納入場所への搬送 |
| 協定書 | 社 | |

《目標指標等》

| 指標 | 現状 (H29) (2017年度) | 目標 (2023年度) |
|-----------------------------|----------------------|----------------|
| 防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災 | 34.4% | 36.0% |
| 害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット) | | |
| の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらか | | |
| といえば感じる」の割合の合計 | | |
| 地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差 | 41.7% | 43.0% |
| を少なくするなど)が進んでいると「感じている人」と「ど | | |
| ちらかといえば感じる」の割合の合計 | | |

[※] 地域福祉市民意識調査による。

第5章 重点事業

地域福祉の推進には、基本理念で示したとおり、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取り組むことが重要です。第2章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」を踏まえ、4つの基本目標と7つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

《重点事業1》

包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題に対して、 社会的な孤立の予防にも対応しながら、様々な主体が連携して取り 組む支援体制の整備を図ります。

《重点事業2》

災害時要援護者の避難支援

たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう地域における避難支援体制づくりを推進します。 また、福祉避難所など要援護者の避難生活を支援するしくみの充実 を図ります。

1 包括的支援体制の整備

(1) 現状と課題

ア 背景

少子高齢・人口減少社会という課題に対して、国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定(平成28年)するなど、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

厚生労働省では、そのための取組の1つとして、必要な支援を包括的に提供する体制の整備を掲げ、平成29年の社会福祉法改正(平成30年4月1日施行)では、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務として規定しました。また、地域共生社会実現に向けては、社会的孤立など現実に生じうる課題を直視しつつ取り組むものとされています。

イ これまでの取組

過去に実施したものも含めて秋田市地域福祉市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよいと思う取組、行政とともに地域社会が積極的に関わっていくことで状況が改善できることとして、それぞれ「高齢者の支援(見守り・安否確認など)」、「ひとり暮らし高齢者等の見守りによる孤立死の防止」が最も多い回答となっていました。そのため、本市では、第2次および第3次地域福祉計画における重点事業として、秋田市社会福祉協議会が行う見守りネットワーク事業を基盤とする地域の高齢者等の孤立予防に取り組んできたところです。このような孤立予防の取組は、課題を抱える人を早期に発見し、必要な福祉保健サービスへつなぐ役割も果たしてきたものであり、包括的な支援体制とも関連があるものです。

ウ課題

孤立予防のための見守り活動では、高齢者だけでなく、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、若年者等の引きこもり、高齢の親と就労していない子が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える地域住民をどのようなサービスへつなぐのかが課題となっていました。

(2) 取組の方向-

目標:地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

地域福祉の取組に関わっている人

【現状】2017年度(平成29年度)5.3%

【指標】2023年度

7.0%

平成29年改正の社会福祉法第106条の3第1項は、次の事業等を通じて、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としています。

- ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解 決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め る体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

国においては、上記のア〜ウについて、地域において必要となる機能・取組を示した ものであり実際にどのような形となるかは地域の実情に応じて様々なものが考えられる こと、「住民に身近な圏域」についても、地域の実情に応じて個別の取組ごとに異なる こと、が想定されているものです。

本市においては、地域住民が地域の課題や特性について考え、住民主体のまちづくりを進め、地域の活性化を目指す「地域まちづくり推進事業」などが上記アに該当すると考えられます。また、上記イおよびウに該当する取り組みとして、複数の分野が複合した課題、複雑化した課題、制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援が適切に提供できるよう、各分野ごとの取組を有機的に結びつける体制の整備を目指します。具体的には、従前の孤立予防の取組のほか、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者への支援、再犯防止のための更正支援などの個別の事業や取組を継続・充実

第5章 重点事業

させながら、それらを結びつける連携手法を検討して順次実施することで体制の整備を 図っていきます。

《事業計画》(公の役割)

| 2019年度 | 関係機関に聞き取りし、連携の実態把握 関係機関の連携手法の検討 |
|--------|------------------------------------|
| 2020年度 | 関係機関の連携手法の検討(随時) 検討を経た連携手法の順次実施 |

《公・共・私の役割》

| 行政の役割(公助) | 関係機関の連携手法の検討 検討を経た連携手法の順次実施 |
|----------------------------|--|
| 地域団体・民間事業者等 関係機関の役割(共助) | 包括的な支援体制への参加 行政、地域住民との連携による生活課題の把握 各種サービスの提供 |
| 市民の役割(自助) | 地域の生活課題の把握 関係機関等との協力・連携 |

2 災害時要援護者の避難支援

(1) 現状と課題

ア 背景

内閣府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、 避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるように、以下の項目 を定めました。

- ①避難行動要支援者名簿(<u>避難支援対象者名簿 ※1</u>)の作成を市町村に義務づけ、 そのために必要な個人情報を利用できること
- ②要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員・児童委員などの 避難支援等関係者に情報提供すること
- ③災害発生時などには、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者などに情報 提供できること
- ④名簿提供者に守秘義務を課し、市町村が名簿漏洩防止の措置をとること 併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月) を公表し、具体的な取組方法等を市町村に示しました。

また、避難所や在宅の被災者の状況を踏まえて、避難所における生活環境の整備や、 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を定め、併せて、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を示し、地域の特性や実情を踏まえた、 災害時の避難所における良好な生活環境の確保について、市町村の対応を求めていま す。

イ これまでの取組

業に位置づけています。

市のこれまでの取組に目を向けると、市民意識調査で地域社会や福祉施設に期待する機能では、災害時の避難に関する回答が過去に実施したものも含めて多い状況です。 これを踏まえ、第2次地域福祉計画から「災害時の要援護者の避難支援」を重点事

また、平成22年3月には災害時要援護者の安全確保を具体化し、地域における避難支援体制づくりを進める際の指針となる「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定しました。

第5章 重点事業

さらに、東日本大震災における被災地の状況を踏まえて、平成24年3月には、「秋田市災害対策基本条例」を制定しました。これまで避難支援対象者名簿の地域提供は本人同意が前提であり、不同意のかたが支援の対象外となる恐れがあった課題に対応するため、本人同意の有無にかかわらず、身体的な状況から災害時必ず支援が必要なかたの情報(要援護者把握用リスト※2)をあらかじめ地域に提供できるようにしました。

これら法や条例等の動向を踏まえ、平成27年3月には、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を改訂するとともに、個別避難支援プランの作成の指針となる「地域での避難支援体制づくりの手引き」を策定しています。

平成28年4月には、市民協働・都市内地域分権を推進することを目的に、災害時要援護者の避難支援に関する業務を市民サービスセンターへ移管しました。

以上のように、本市では時代の要求に応じて、地域における災害時要援護者の実態 把握と災害時における情報の伝達、避難誘導などの避難支援体制づくりに取り組んで きたところです。

ウ課題

災害時の避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援については、自主避難が困難な高齢者や障がい者などのうち希望者を避難支援対象者名簿に登録し、地域の町内会長、自主防災組織隊長、民生委員などの支援者に名簿を提供しています。

同名簿については、高齢者や障がい者など避難に支援を要するかたを対象に登録を広く呼びかけており、平成29年度の要援護者数30,102人のうち17,050人(56.6%)が登録されています。

また、実効性ある支援とするため、名簿を活用した個別避難支援プラン(個別計画) の作成を地域に働きかけています。

このプランは、自主避難が困難な高齢者や障がい者などを対象に、一人ひとりの避難計画を作成するもので、国からも災害弱者支援に有効な取組とされております。

しかしながら、避難支援対象者と支援者が話し合いを重ね作成されるもので、支援 者の選考などで時間を要する作業となっています。

本市でも、避難支援対象者と支援者が共助の精神に基づき、地域の実情に応じて作成に取り組んでおり、避難支援対象者を対象にプラン作成指標を設定し、平成30年9月末時点で1,128件まで整備が進んでいます。

このことから、避難支援対象者名簿の整備状況については概ね計画的に進んでいる 一方、プランの必要性などが十分理解されず、取組が進んでいない地域もあることが 課題と捉えています。

特に、河川の氾濫による浸水被害を昔から克服してきた地域や、津波や土砂崩れが少ない地域、地域社会のつながりが強く個別避難支援プランに準ずるネットワークが確立している地域などでは、プラン作成の必要性に迫られていないことから、作成が進んでいない状況です。

※1 避難支援対象者名簿

高齢者や障がい者等、災害時に何らかの支援が必要なかたに避難情報の伝達や避難 誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定の名簿のことです。

※2 要援護者把握用リスト

災害時、身体的に支援が欠かせないと思われる高齢者や障がい者について、避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定のリスト(名簿)です。

避難支援対象者名簿、要援護者把握用リストは資料編134~135ページ、個別避難支援プランは資料編136~137ページにも掲載しています。

(2) 取組の方向-

目標:災害時要援護者(自力での避難が困難な人)の避難支援体制の構築を 図る。

個別避難支援プランの作成

【現状】2017年度(平成29年度)1,084件

【指標】2023年度 2, 150件

各地域の会合の機会に市職員が出向き、個別避難支援プランの作成方法や効果などについて、より丁寧に説明し、理解が一層進むよう各市民サービスセンターと連携して、今後も息の長い支援を続けます。

これらの取組のほか、プラン周知の広報活動に取り組むなど、災害に備えた支え合いの避難支援体制づくりを幅広く推進します。

第5章 重点事業

《事業計画》(公の役割)

| 2019年度 | 各地域で説明会を開催 地域でのプラン作成者や支援者に聞き取りし、地域での避難支援 体制づくりの実態把握 |
|--------|---|
| 2021年度 | 「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し(随時)プラン周知の広報活動の実施 地域での個別避難支援プラン作成支援 |

《公・共・私の役割》

| 行政の役割(公助) | 「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し 各地域で説明会を開催 プラン周知の広報活動の実施 地域での個別避難支援プラン作成支援 |
|-----------|---|
| 地域の役割(共助) | 地域における避難支援体制の構築要援護者の状況把握と支援者の確保 |
| 市民の役割(自助) | ふだんからの災害の備え 避難訓練への参加 個別避難支援プラン作成 |

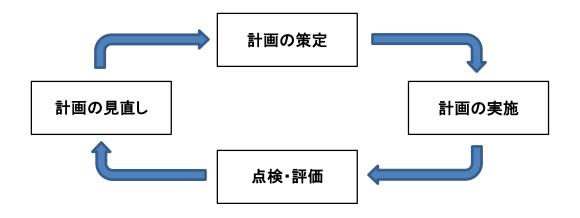
第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

- 計画の推進にあたっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、秋田市(福祉保健部および秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会)が各主体との連携、調整を図ります。
- 計画の進行管理は、計画の策定過程との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。

2 計画の評価と見直し

- 毎年度終了時点で第4章に掲載した《市の取組》の進行状況を点検・評価し、その 結果を市ホームページなどで公表し、取組の見直しを適宜行います。なお、達成度の 判断が容易に行えるよう、主な取組には指標を設定しています。
- 次期計画策定の際には、第4章に掲載した《市の取組》の達成度の判断を行うとと もに、市民意識調査により各施策の目標指標の達成度の判断を行うなどして総合的な 評価を行い、次期計画に反映します。
- 計画の評価は、計画の進行管理との継続性および一体性を確保するため、秋田市社 会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。



3 《目標指標等》の設定根拠

| 頁 | 施策 | 指標 | 2017 (H29) 実績 | 2023 第4次計 画の目標 |
|-----|------------------------------------|---|---------------------|----------------------|
| 61 | 施策1 福祉意識の向上 | 地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 | 54.8% | 60.0% |
| | 施策2 | 福祉に関わるボランティア活動をしている人 | 9.7% | 11.0% |
| 66 | 担い手の育成 | 高齢者(65歳以上)で福祉に関する仕事やボランティア 活動をしている人 | 7.3% | 11.0% |
| 73 | 施策3 地域活動の推進 | 地域活動(地域自治活動や市民活動)に参加している人 ※活動の分野を選択する質問だが、複数回答可能のため、便宜上、100%から「参加していない人」「無回答」の 計を差し引いた割合とする | 50.4% | 54.0% |
| 78 | 施策4 担い手の連携に よる取組の推進 | 住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計 | 20.7% | 22.0% |
| 87 | 施策5 利用者の立場に 立った福祉サービ スの提供 | 福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計 | 27.5% | 29.0% |
| 00 | 施策6 相談体制の充実 | 地域包括支援センターの認知度 | 41.3% | 50.0% |
| 90 | と情報の提供 | 子ども未来センターの認知度 | 21.0% | 22.0% |
| 00地 | 施策7 地域生活におけ る安全安心の確 | 防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計 | 34.4% | 36.0% |
| | る女主女心の確 保 | 地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少なくするなど)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計 | 41.7% | 43.0% |

【2023年度(計画の最終年度)目標の算出根拠】

第3次地域福祉計画の目標指標については、一部達成した目標があるものの、状況を大きく改善するに至っていない状況です(16ページから引用)。

第4次地域福祉計画も、地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化など厳しい 状況が見込まれることから、2023年度の最終目標は実績数値の悪化傾向に歯止めをか けるため、第3次計画での実績数値の維持を第一義と捉えました。

その上で、各施策ともプラス $1\% \sim 3\%$ 程度の上乗せを図ることで発展的な計画進行に取り組むこととしております。

資 料 編

第4次秋田市地域福祉計画の策定経過

《平成29年度》

平成29年8月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

10月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

平成30年1月 市民意識調査(アンケート調査) [ニーズ調査]

3月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 「地域福祉計画策定方針」決定

《平成30年度》

平成30年5月 第1回秋田市社会福祉審議会 [諮問]

6月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [現行計画評価]

8月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案(部分)審議]

秋田市地域福祉市民意識調査結果

※ 調査の概要については、本編第2章に掲載しているほか、詳細については、報告書と して秋田市ホームページに掲載しています。

質問1 現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。次の中から該当するものをすべて選んで ください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------|-------|
| 関わりはない | 52.7% |
| 福祉に関わる仕事・ボランティア活動 | 9.7% |
| 高齢のため福祉サービス必要 | 8.4% |
| 障がいのため福祉サービス必要 | 4.9% |
| 子育て中のため福祉サービス必要 | 4.8% |
| 病弱のため福祉サービス必要 | 2.7% |
| ひとり親家庭のため福祉サービス必要 | 2.2% |
| 生活が困窮しているため福祉サービス必要 | 2.3% |
| 身近に福祉サービスを受けている人がいる | 20.9% |
| その他 | 4.0% |
| 無回答 | 3. 7% |

質問2 あなたが市の福祉に関する情報を得る主な手段はどれですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|------------------|--------|
| 市の広報誌(広報あきた) | 80.3% |
| 公共施設の掲示やパンフレットなど | 15. 5% |
| 町内会の回覧板 | 28.1% |
| 新聞、テレビなど | 48.0% |
| 福祉団体の広報誌 | 7.9% |
| インターネット | 19.0% |
| 口コミ (知人から聞いた) | 18.7% |
| 福祉関連の相談窓口 | 9.5% |
| その他 | 2.8% |
| 無回答 | 2.8% |

質問3 あなたは、日常生活の困りごとを誰に相談していますか。よく相談する相手を、次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-----------------------------------|-------|
| 同居している家族 | 64.7% |
| 同居していない家族 | 31.7% |
| 親戚 | 16.4% |
| 近所の人、町内会・自治会の役員 | 9.4% |
| 知人・友人、職場の人 | 46.9% |
| 行政機関の相談窓口(市役所、交番など) | 7.3% |
| 福祉施設などの相談窓口(地域包括支援センター、相談支援事業所など) | 6.6% |
| 社会福祉協議会(地区社会福祉協議会に委嘱された福祉協力員など) | 1.2% |
| 民生委員・児童委員 | 3.0% |
| 地域保健推進員 | 0.4% |
| ヘルパー、ケアマネジャー、主治医など | 11.5% |
| NPO団体 | 0.4% |
| 相談できる人がいない | 4.8% |
| 困りごとはない | 8.2% |
| その他 | 1.5% |
| 無回答 | 1.4% |

現在、あなたが近所(すぐに顔を出せる程度の範囲)の人から手助けを受けていることがあれば、 それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|------------------------------|-------|
| 安否確認の声かけ | 6. 1% |
| 話し相手 | 8.1% |
| 悩みごと、心配ごとの相談 | 3.7% |
| 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い | 2.5% |
| 食事の提供、調理の手伝い | 0.8% |
| 玄関前の掃除、除雪 | 5.4% |
| 通院など外出時の付き添い | 1.3% |
| 町内会の掃除当番などの軽減 | 4.0% |
| 短時間の留守番、子どもの預かり | 1.0% |
| 災害時の避難支援 | 1.5% |
| 日常生活に不自由はあるが、地域の人の手助けを受けていない | 6.0% |
| 手助けを必要としていない | 62.2% |
| その他 | 2.5% |
| 無回答 | 14.8% |

質問5 現在、あなたが近所の困っている人(高齢や病気などで日常生活が不自由な人)に手助けをしていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|----------------------------|--------|
| 安否確認の声かけ | 12.6% |
| 話し相手 | 8.7% |
| 悩みごと、心配ごとの相談 | 3.6% |
| 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い | 3.7% |
| 食事の提供、調理の手伝い | 0.4% |
| 玄関前の掃除、除雪 | 7.9% |
| 通院など外出時の付き添い | 1.0% |
| 町内会の掃除当番などの軽減 | 4.9% |
| 短時間の留守番、子どもの預かり | 0.3% |
| 災害時の避難支援 | 2.3% |
| 近所に困っている人はいるが、とくに手助けはしていない | 4.1% |
| 近所に困っている人はいない (知らない) | 55. 1% |
| その他 | 3.2% |
| 無回答 | 16.0% |

質問6 もし、あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になったら、近所の人に手助けをしてほしいことはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------|--------|
| 安否確認の声かけ | 36.3% |
| 話し相手 | 12.7% |
| 悩みごと、心配ごとの相談 | 9.1% |
| 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い | 21.7% |
| 食事の提供、調理の手伝い | 6.0% |
| 玄関前の掃除、除雪 | 28.7% |
| 通院など外出時の付き添い | 9.9% |
| 町内会の掃除当番などの軽減 | 32.0% |
| 短時間の留守番、子どもの預かり | 1.3% |
| | 35.0% |
| 特にない | 15. 7% |
| その他 | 1.7% |
| 無回答 | 4.8% |

質問7 もし、あなたの近所に日常生活が不自由で困っている人がいたら、あなたができる手助けはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------|-------|
| 安否確認の声かけ | 59.5% |
| 話し相手 | 27.6% |
| 悩みごと、心配ごとの相談 | 10.8% |
| 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い | 19.0% |
| 食事の提供、調理の手伝い | 1.7% |
| 玄関前の掃除、除雪 | 27.0% |
| 通院など外出時の付き添い | 4.1% |
| 町内会の掃除当番などの軽減 | 31.3% |
| 短時間の留守番、子どもの預かり | 1.8% |
| 災害時の避難支援 | 23.9% |
| 特にない | 11.6% |
| その他 | 1.6% |
| 無回答 | 6. 2% |

質問8 あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。次の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|------------------------------------|-------|
| どんな相談や頼みごとでもできる人がいる | 3.2% |
| 軽易な相談や頼みごとならできる人がいる | 14.9% |
| 本当に困ったときならば助けてくれる人がいる(と思う) | 13.4% |
| 顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼みごとまでできる人はいない | 49.2% |
| 近所の人の顔は知っているが、声をかけることはほとんどない | 8.9% |
| 近所の人の顔も知らない | 5.3% |
| その他 | 0.5% |
| 無回答 | 4.6% |

質問9 あなたの世帯は、町内会又は自治会に加入していますか。

| 項目 | 回答 |
|---------|--------|
| 加入している | 87. 2% |
| 加入していない | 4.9% |
| わからない | 5. 9% |
| その他 | 0.3% |
| 無回答 | 1.7% |

質問10 あなたは、どのような地域活動(地域での自治活動や市民活動)に参加していますか。次の中から 該当するものをすべて選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------------------|-------|
| 町内会・自治会などの地域自治活動 | 42.2% |
| 地区社会福祉協議会、地区市民憲章推進協議会などの地域団体の活動 | 4.4% |
| 老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動 | 9.7% |
| 子ども会(育成会)、PTA、学校協力活動 | 9.5% |
| 子育て支援関係のボランティア・NPO活動 | 1.5% |
| 福祉施設でのボランティア・NPO活動 | 2.1% |
| 高齢者や障がい者の在宅生活を支援するボランティア・NPO活動 | 0.9% |
| 環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動 | 1.5% |
| 参加していない | 46.4% |
| その他 | 2.2% |
| 無回答 | 3.2% |

質問11 あなたが地域活動に参加するとき、支障になること(参加しない又は参加できない理由)はどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-----------------------------|-------|
| 仕事のため時間がとれない | 38.8% |
| 家事や育児のため時間がとれない | 10.7% |
| 高齢者、障がい者や病人の世話・介護のため時間がとれない | 7.9% |
| 家族の支持・理解がない | 0.9% |
| 自分の健康や体力に自信がない | 25.0% |
| 一緒に参加する仲間がいない | 13.6% |
| 人間関係などがわずらわしい | 19.0% |
| 興味のもてる活動が見つからない | 12.6% |
| どのような活動があるのかわからない | 14.8% |
| きっかけがない | 15.9% |
| とくに支障はない(とくに理由はない) | 19.2% |
| その他 | 3.6% |
| | 4.6% |

5年前に比べて、住民団体やボランティアによる地域福祉活動(地域サロンや子育てサークルな 質問12 ど)が活発に行われるようになったと感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|--------|
| 感じる | 9.0% |
| どちらかといえば感じる | 16.5% |
| どちらかといえば感じない | 7.9% |
| 感じない | 18.6% |
| わからない | 45. 7% |
| 無回答 | 5. 3% |

質問13 5年前に比べて、住民団体や関係機関(町内会、地区社会福祉協議会など)が連携して活動することが多くなったと感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|-------|
| 感じる | 6.1% |
| どちらかといえば感じる | 14.6% |
| どちらかといえば感じない | 9.1% |
| 感じない | 22.5% |
| わからない | 46.1% |
| 無回答 | 1.5% |

秋田市では、平成26年3月「第3次秋田市地域福祉計画」をつくっています。地域福祉の趣旨は、 質問14 「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域社会をつくっていくこと」 ですが、このことについて、あなたの考えを次の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------------|-------|
| 地域福祉の趣旨に沿った取組に関わっている | 5.3% |
| 地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない | 49.5% |
| 地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない | 1.7% |
| 地域福祉の趣旨は理解できない | 1.4% |
| よくわからない | 39.3% |
| その他 | 1.1% |
| 無回答 | 1.6% |

質問15 あなたは、おおむね小学校区単位で組織されている「地区社会福祉協議会」 についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-------------------------|-------|
| 知っている | 27.0% |
| 名称は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない | 31.2% |
| 知らない | 40.8% |
| 無回答 | 1.0% |

質問16 あなたは、福祉に関する相談ボランティアである「民生委員・児童委員」についてご存じですか。次 の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------------------|-------|
| 地域の担当委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている | 24.8% |
| 地域の担当委員が誰か知っているが、仕事の内容は知らない | 14.8% |
| 地域の担当委員が誰か知らないが、仕事の内容は知っている | 18.6% |
| 名称は聞いたことがあるが、地域の担当委員も仕事の内容も知らない | 29.3% |
| 知らない | 11.6% |
| 無回答 | 0.9% |

質問17 「」」。

'/ (1) 「地域包括支援センター」をご存じですか。

| 項目 | 回答 |
|------------------------|--------|
| 知っている | 41.3% |
| 名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない | 24. 9% |
| 知らない | 31.7% |
| 無回答 | 2.1% |

質問17

「地域包括支援センター」を利用したり、相談したことはありますか。

| 項目 | 回答 |
|-------------------|-------|
| 利用したり相談したことがある | 14.1% |
| 利用したり相談したりしたことはない | 66.3% |
| わからない | 11.6% |
| その他 | 0.9% |
| 無回答 | 7.1% |

子どもや家庭に関する総合支援や相談を行う「子ども未来センター」についてご存じですか。次の 質問18 中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|------------------------|-------|
| 知っている | 21.0% |
| 名称は聞いたことがあるが事業の内容は知らない | 25.1% |
| 知らない | 52.8% |
| 無回答 | 1.1% |

あなたは、生活支援員が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の福祉サービス利用の援助な 質問19 どをする「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」についてご存じですか。次の中から 1つ選んでください。

| | 回答 |
|-------------------------|--------|
| 知っている | 11.6% |
| 名称は聞いたことがあるが、事業の内容は知らない | 22.6% |
| 知らない | 65. 2% |
| 無回答 | 0.5% |

質問20 あなたは、後見人が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の財産管理や身上監護などをする 「成年後見制度」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-------------------------|-------|
| 知っている | 46.4% |
| 名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない | 29.1% |
| 知らない | 23.5% |
| 無回答 | 1 1% |

質問21 5年前に比べて、福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|-------|
| 感じる | 5.3% |
| どちらかといえば感じる | 22.2% |
| どちらかといえば感じない | 8.9% |
| 感じない | 16.2% |
| わからない | 45.4% |
| 無回答 | 2.0% |

質問22 5年前に比べて、防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいると感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|-------|
| 感じる | 9.4% |
| どちらかといえば感じる | 25.0% |
| どちらかといえば感じない | 10.1% |
| 感じない | 18.1% |
| わからない | 35.8% |
| 無回答 | 1.6% |

5年前に比べて、地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少なくするなど)が 進んでいると感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|-------|
| 感じる | 12.2% |
| どちらかといえば感じる | 29.5% |
| どちらかといえば感じない | 12.7% |
| 感じない | 23.1% |
| わからない | 20.9% |
| 無回答 | 1.6% |

質問24 5年前に比べて、高齢者や障がい者の自立した生活のための支援等が増えたと感じますか。

| 項目 | 回答 |
|--------------|-------|
| 感じる | 7. 9% |
| どちらかといえば感じる | 20.1% |
| どちらかといえば感じない | 11.1% |
| 感じない | 21.0% |
| わからない | 38.4% |
| 無回答 | 1.4% |

質問25 あなたは、互いに助け合う地域づくりの支障となることはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-------------------------------------|-------|
| 近所づきあいが希薄になっていること | 65.0% |
| 既存の地域活動には新しい人が入りづらいこと | 21.9% |
| 家庭の相互扶助機能(親や身内の世話や介護など)が弱まっていること | 15.9% |
| ひとり親家庭や障がい者への偏見があること | 5.2% |
| 他人に干渉されすぎること (プライバシーが守られないこと) | 21.0% |
| 住民の価値観が多様化していること | 45.7% |
| 一人ひとりのモラルが低下していること(ルール・マナーが守られないこと) | 23.9% |
| 日中、地域を離れている人が多いこと | 25.0% |
| 職業、出身や家柄、国籍や人種・民族などにこだわること | 2.3% |
| わからない | 9.4% |
| その他 | 1. 2% |
| 無回答 | 2.9% |

質問26 あなたは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくためには誰(どこ)の理解と協力が一層必要と思いますか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|----------------------|-------|
| 家族 | 71.4% |
| 行政機関(福祉事務所、保健所など) | 45.8% |
| 近所の人(地域住民) | 40.0% |
| 福祉・保健サービスを提供する施設や事業者 | 43.0% |
| 民生委員・児童委員 | 10.6% |
| 町内会・自治会 | 21.4% |
| 社会福祉協議会 | 10.4% |
| ボランティア団体・NPO団体 | 6. 7% |
| わからない | 5.1% |
| その他 | 0.8% |
| 無回答 | 1.8% |

質問27 あなたは、福祉サービスを提供していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと考えますか。次の中から1つ選んでください。

| 項目 | 回答 |
|--|--------|
| 行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない | 2.8% |
| 行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力するべきである | 21.8% |
| 市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである | 46. 7% |
| 家庭や地域をはじめ市民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が行うべきである | 17.3% |
| わからない | 8.9% |
| その他 | 0.4% |
| 無回答 | 2.1% |

質問28 あなたは、あなたの住んでいる地域では、地域ぐるみでどのような取組を進めていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|---------------------------------|--------|
| 高齢者の支援(見守り・安否確認など) | 52.1% |
| 障がい者の支援(見守り・安否確認など) | 15.5% |
| 子育て家庭の支援(悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など) | 18.2% |
| 住民の健康づくり (疾病予防・健康増進など) | 15.2% |
| 災害への備え(自主防災組織づくりなど) | 34.2% |
| 事故や犯罪の防止(防犯パトロールなど) | 22.5% |
| 消費生活トラブルの防止 (情報提供や地域への声かけなど) | 4.4% |
| まちづくりのルールづくり (地区計画、建築協定など) | 4.2% |
| 町内会・自治会活動の推進 | 17.4% |
| 福祉教育の推進(小中学校への情報提供、学習活動への協力など) | 4.4% |
| 生涯学習の推進(地域の連帯感を高めるための行事など) | 9.4% |
| 街区公園などの維持管理(草刈り、清掃など) | 13.4% |
| 生活環境整備の促進(道路や下水道の整備など) | 15. 2% |
| わからない | 12.1% |
| その他 | 0.8% |
| 無回答 | 2.4% |

質問29 あなたは、これからの行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|----------------------------------|--------|
| 地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援 | 15.2% |
| 防災や見守りなど住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援 | 37.5% |
| 保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実 | 30.1% |
| 高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実 | 56.6% |
| 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実 | 24.5% |
| 権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護 | 4.6% |
| 小・中学校や地域での福祉教育の推進 | 7.5% |
| 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備 | 26.8% |
| 手当の支給などの金銭的援助 | 25. 7% |
| 道路の段差解消などの福祉のまちづくり (バリアフリーの推進) | 18.7% |
| わからない | 6.7% |
| その他 | 0.5% |
| 無回答 | 1.8% |

質問30 あなたは、地域にある福祉施設(保育所、老人福祉施設など)は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|----------------------------------|-------|
| 地域の事業・行事への参加と協力 | 38.5% |
| 施設の利用者と地域住民との日常的な交流 | 43.6% |
| 専門分野に関する研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣 | 11.8% |
| ボランティアを希望する住民の受け入れ | 22.2% |
| 地域住民の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供 | 17.7% |
| 災害時の避難受け入れなどの支援 | 47.8% |
| 相談体制の充実 | 35.9% |
| その他 | 1.4% |
| 無回答 | 5. 5% |

あなたは、地域社会(住民・地域団体)が行政とともにこれまで以上に積極的に関わっていくことで質問31 全体的な状況が改善できるものはどれだと思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3 つまで選んでください。

| 項目 | 回答 |
|-----------------------------|--------|
| ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立(独)死の防止 | 54.8% |
| 災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援 | 42.2% |
| 地域での声かけなどによる自殺予防 | 11.6% |
| 地域での見守りによる児童虐待、高齢者虐待の防止 | 22.4% |
| 地域での見守りや相談による子育て支援 | 12.0% |
| 道路などのバリアフリー化の促進 | 12.7% |
| 生活道路のすみやかな除雪 | 45. 7% |
| 情報の伝達や体制づくりなどによる防犯・防災 | 25.4% |
| 世代間の交流などによる地域の絆づくり | 19.9% |
| 地域ぐるみでの住民の健康維持 | 12.2% |
| その他 | 1.3% |
| 無回答 | 3.5% |

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日

条例第9号

改正 平成12年9月29日条例第48号

平成25年9月30日条例第50号

平成26年3月25日条例第35号

平成26年6月30日条例第56号

平成29年3月17日条例第10号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に 基づき、秋田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平12条例48·一部改正)

(調査審議事項の特例)

- 第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。
- 2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第 77条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する機関が同 条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

(平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・一部改正)

(組織)

- 第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。
- 2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(平26条例35·一部改正)

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務 を行う。

(会議)

- 第5条 審議会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規 定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。) に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨 時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議 会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条 の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(平成8年秋田市条例 第33号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日条例第56号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行)

附 則 (平成29年3月17日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例(平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。)の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

- 第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。
- 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務 を代理する。

(専門分科会)

- 第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審 査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める 事項を調査審議する。
 - (1) 児童専門分科会 児童および母子の保健福祉に関する事項
 - (2) 障がい者専門分科会 障がい者(児)の保健福祉に関する事項
 - (3) 高齢者専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
 - (4) 民生委員審査専門分科会民生委員の適否の審査に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉の推進に関する事項
- 2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生 委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこ の限りでない。
- 3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

- 第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。
- 2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 審議会は、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第 5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号)第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支 援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議 会の決議とすることができる。

(部会)

- 第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。
- 2 部会(審査部会を含む。以下同じ。)に委員の互選による部会長1人を置き、副部会 長の指名等については、第2条の規定を準用する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

- 第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。
 - (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会お

よび部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱(平成9年5月9日審議会決議)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

| 氏 名 | 所 属 団 体 等 | 備考 |
|---------|-------------------------------|---------|
| 原義彦 | 国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科教授 | 専門分科会長 |
| 野口良孝 | 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会会長 | 副専門分科会長 |
| 泉 正 樹 | 秋田市老人福祉施設連絡協議会会長 | |
| 上村清正 | 秋田市保育協議会副会長 | |
| 宇佐見 昭 一 | 中央地域づくり協議会会長 | |
| 遠藤善衛 | 秋田市ボランティア連絡協議会会長 | |
| 尾野恭一 | 国立大学法人秋田大学医学部学部長 | |
| 進 藤 香代子 | 秋田県知的障害者福祉協会監事 | |
| 土 肥 良 三 | 秋田市民生児童委員協議会会長 | |
| 船 木 孔 | 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡 協議会幹事 | |
| 蓬 田 興 信 | 社会福祉法人グリーンローズ業務執行理事 | |
| 渡邉剛 | 秋田経済同友会常任幹事 | |

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者 プランおよび秋田市障がい者プラン(以下「地域福祉計画等という。)の推進を図るた め、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。 (所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項 (組織)
- 第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 会長 鎌田副市長
 - (2) 副会長 福祉保健部長
 - (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、監査指導室長および各部局の連絡 調整課長
- 3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。 (会長および副会長)
- 第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 (部会)
- 第6条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。
 - (1) 高齢者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの

(2) 障がい者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市障がい者プランに関するもの

- 2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。 (幹事会)
- 第7条 連絡会に幹事会を置き、第2条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務 を分掌させる。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委員のうちから幹事長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。 (事務局)
- 第8条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
- 2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱(平成11年4月21日施行)および秋田

市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱(平成13年4月16日施行)は、廃止する。

附則

- この要綱は、平成21年6月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年9月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」とは

1 「避難支援対象者名簿」

高齢者や障がい者等、災害時に何らかの支援が必要なかたに避難情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定の名簿のことです。

| 掲載対象者 | 高齢者や障がい者、難病患者のうち、あらかじめ同意が | |
|-------|---------------------------|--|
| | 得られたかた | |
| 掲載内容 | 住所、氏名、性別、年齢(生年月日)、電話番号、支援 | |
| | が必要な理由 | |
| 名簿配布者 | 町内会・自治会、自主防災組織、民生委員等 | |
| 使用目的 | 災害時の避難誘導等のほか、平常時から町内会の班長レ | |
| | ベル等まで情報共有し、地域での避難体制づくりに活用 | |
| 手 続 | 特になし | |

2 「要援護者把握用リスト」

災害時、身体的に支援が欠かせないと思われる高齢者や障がい者について、避難誘導、 安否確認等を行うため、氏名や住所等をまとめた法定のリスト(名簿)です。便宜上、 名称を名簿とリストに区分しました。

| 掲載対象者 | 本人の同意の有無にかかわらず、身体的に支援が必須と | |
|-------|---------------------------|--|
| | 思われる高齢者や障がい者 | |
| 掲載内容 | 住所、氏名、性別、年齢 | |
| 名簿配布者 | 町内会・自治会、自主防災組織、民生委員のみ | |
| 使用目的 | 災害時、生命・身体に危険があると判断される場合、安 | |
| | 否確認や避難誘導等に使用 | |
| 手 続 | 事前に市と覚書を締結。受領時は受領書にサイン | |

避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストとの違い

| | 避難支援対象者名簿(青名簿) 平成22年度から | 要援護者把握用リスト(赤リスト) 平成24年度から |
|------------------|---|---|
| 根拠 | ・災害対策基本法(H 2 5. 6. 2 1 改正) ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン (H 2 2. 3月策定、2 7. 3月改訂) | ・秋田市災害対策基本条例・施行規則 (H24. 3. 26制定、7. 1施行) |
| 目的 | ・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進 ・災害時又は災害が予測される時には、安否確認 や避難誘導等に活用 | ・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な 要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者 を把握 ・要援護者の生命・身体に関わるような災害時に は、安否確認や避難誘導に活用 |
| | ※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録 | ※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象 範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録 |
| | 市内在住の在宅の方で、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難な方 | 市内在住の在宅の方(長期入院・施設入所してい ない方) |
| 対象者 | ① 高齢者 ・要介護1以上・独居、高齢者のみ世帯等 ・認知症状のある者② 障がい者 ・身体障がい者 | 高齢者 要介護3以上 障がい者 身体障がい者 視覚(1級) 聴覚(2級) |
| 刘 家在 | 視覚(1~3級) 聴覚・平衡(1~3級) 肢体不自由(1~2級) 内部(1~2級) ・知的障がい者(療育手帳A) | 肢体不自由のうち、 下肢・体幹機能障害(1~2級) ※要介護状態区分は要介護1~5の段階があり、 数字が大きいほど要介護度が重くなる。 |
| | ・精神障がい者 (精神保健福祉手帳1級) ③ 難病患者 ・特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者 ・小児慢性特定疾病患者 (重症認定患者) ④ その他市長が必要と認める方 ・上記に準ずる方など | |
| 情報項目 | ※避難支援体制づくりに必要な情報 ・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号 ・支援をする理由(高齢者のみ世帯、視覚障害等) | |
| 提供先 •情報 共有 | ・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員、秋田 県警察、秋田市社会福祉協議会 ・名簿共有は、上記のみ ※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくり に必要な範囲で情報共有可能 | ・情報共有は、上記のみ ※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共 |
| 手続 | 特になし | 事前に市と覚書、受領時は受領書 |
| 活用方法 | 平常時:支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等の地域の実情に合った避難支援体制づくり 災害時:災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づく連絡網等による安否確認や避難支援 | |
| | | ※ただし、同意をしていない方への同意書提出を 働きかけることには活用可能 |

個別避難支援プランひな型 (表面)

※ 地区名【 旭北 地 区】

秋田太郎さんの災害時における避難支援



~秋田市個別避難支援プラン~

| 町 | 内 | 会 | | 山王一丁目町内 | 会 | | | | - 000 | |
|---------------|---|---------|-------------|------------------------|------------------------|---------------------|----------------|-----|--------|---|
| 1001 | 防災約 | | | 山王一丁目自主 | | 民生委員 | 秋田二 | 二郎 | 866-00 | |
| | 0 | | | | | (電 話) | 0 1 8 | -86 | 6-0000 |) |
| 住 | 所 | 秋田市口 | | 丁目 1-1 | | (FAX) | | | | |
| | | | 袑 | 国祉アパート | 1号 | (携 帯) | 255 | | | |
| フリカ お名 | | アキ 秋 | · 夕 田 | タロウ 太 郎 | 性別 | 男 | 年 | 齢 | 7 6 | 歳 |
| 生年 | 月日 | 昭和 1 | 3年 | 8月 9日 | 血液型 | O 型 (RH+) | 支援対象 | の種別 | 要介護 | |
| (本人 | 日中 (本人および 家族の状況) 同居の妻が介護をしているほか、 ヘルパーに来てもらっている。 ほとんどの時間を1階の居間で過ごしている。 | | | 夜間 (本人および 家族の状況) | す。 | 間の | ふたりで過 隣の部屋で | | | |
| 自宅付近の一時的な避難場所 | | | | | | 指定の | 避難 | 場所等 | | |
| 山王街区公園 | | | | 避難場所 (グランド・ 公園等) | | Ľ. | | | | |
| | 避難所までの行き方、移送方法等 杖が必要。車いすがあれば利用したい。 | | | | 避難施設 (コミセン・ 学校等) | 山王中 | 学校 | E | | |

【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】 私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。

| A 142 B 267 | | | |
|-------------|----------------|----|----------|
| お名前 | 山 王 一 郎 | 関係 | 右隣の家の住民 |
| 住 所 | 秋田市山王一丁目 1 - 2 | 電話 | 866-ΔΔΔΔ |
| お名前 | 山 王 二 郎 | 関係 | 向かいの家の住民 |
| 住 所 | 秋田市山王一丁目11-1 | 電話 | 866-×××× |
| お名前 | 山 王 三 郎 | 関係 | 町内会長 |
| 住 所 | 秋田市山王一丁目3-10 | 電話 | 866-0000 |

(宛先) 秋田市長

私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。 また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。

| 平成 27 年3月1日 | | (お名前) 秋田太郎 印 |
|--------------------|-----|--------------|
| 代理記載者のお名前 | お名前 | 本人との関係 |
| ※代理の方が記入した場合 | 住 所 | 連絡先 |

ひな型 (裏面)

| 【安心 | キッ | トの | 設置物 | 状況 】 |
|-----|----|----|-----|-------------|
| 有 | | • | 無 | |

| 【誤聲 | 時の | 留音 | 事項】 |
|---------|------|----|--------|
| 人 是工 天性 | 甲サマノ | 田心 | T 45 1 |

| 必要な薬・介護用品など | 飲み薬、紙おむつ、入れ歯、補聴器、四点杖、車いす |
|-----------------------|---|
| 情報伝達する際に 注意することなど | 耳が聞こえないので、動作で伝え、手を引いて誘導する 必要がある |
| 継続が必要な医療や 福祉サービスなど | 介護ベッド、人工透析、在宅酸素療法 |
| 必要な支援など | 服薬管理 日常(着替え、排泄、清潔行為)介助 移乗介助 |
| その他特記事項 | 避難所にベッドが確保出来ない場合は、緊急入所(緊急 入院)する必要がある |

【緊急時の連絡先(別居の家族など)】

| フリカ・ナ | アキタ サブロウ 秋 田 三 郎 | 住 所 | 秋田市土崎港西五丁目 3-1 |
|-------|---------------------|-----|-------------------|
| お名前 | (関係 三男) | 連絡先 | (8 4 5) 0000 |
| フリカ゛ナ | | 住 所 | |
| お名前 | (関係) | 連絡先 | () |

【かかりつけの医療機関などの連絡先】

| かかりつけの医療機関 | 住所 | 秋田市川元松丘町4-30 |
|--------------------|----|-----------------|
| 市立秋田総合病院 | 電話 | 018 (823) 🗆 🗆 🗆 |
| かかりつけの医療機関 | 住所 | |
| | 電話 | () |
| 担当ケアマネジャー (事業所・氏名) | 住所 | 秋田市山王1丁目1-10 |
| (福) さつき会(福祉 太郎) | 電話 | 018 (863) ΔΔΔΔ |
| | 住所 | |
| | 電話 | () |
| | 住所 | |
| | 電話 | () |

※この避難支援プランについてのお問い合わせは ・・・ 秋田市地域福祉推進室 電話018-866-2090 FAX018-866-2417